

平成29年度事業のご報告(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

とねしん レポート2018

—— 地域で一番身近な「とねしん」を目指して ——



Photo by ©2017 Kakizaki Design Studio.,Ltd.

目次

利根郡信用金庫と地域社会	3
CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）	5
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取り組みの状況	9
総代会制度について	11
とねしんの概要	13
店舗一覧	14
とねしんの沿革	15
とねしんの考え方	17
営業のご案内	21
とねしんの状況（資料編）	28



利根郡信用金庫のロゴマークが新しくなりました。

当金庫は、一昨年、創立 100 周年を迎えたことを機に、永年、地域の皆様に親しまれたシンボルマークであるロゴを刷新しました。

次の 100 年に向けたデザインコンセプトとして、当地区が北毛随一の観光地であり、誰もが知る尾瀬国立公園の水芭蕉をモチーフに、豊かな森林文化・利根沼田を思わせる緑色を採用、TS（とねしん）のアルファベットを囲む曲線は、水源地である谷川連峰の豊かな水の流れをイメージしました。

新ロゴマーク製作にあたっては、役員からデザインを募集し、これらのデザイン案をベースに新たなロゴマークが完成しました。

これからも地域のお客様にとってなくてはならない信用金庫を目指し、精進してまいりますので、今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

とねしん

経営理念

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

基本方針

1. 地域社会の発展と会員・顧客の繁栄に奉仕するため、健全なる経営のもとに業績の進展に努める。
2. 役職員一体となり相互に信頼と理解を深め、希望に満ちた明るい職場をつくる。

行動指針

1. 私たちは地域社会の一員として誇りをもって行動します。
2. 私たちは積極かつ迅速に行動します。
3. 私たちは何事にも信念をもって行動します。
4. 私たちは明るい笑顔、感謝の心をもって行動します。
5. 私たちはより高い目標に向かって行動します。

中長期的経営ビジョン

「地域ファースト／お客様ファースト」
～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～

ビジネスモデル

<地域密着型金融の徹底と強化>

1. 地域密着型に注力し、顧客との対話により親交を深め、収集した情報・人脈を活用し顧客ニーズに応える。
2. 新規先、既存先、創業者等すべての顧客に対し事業内容や成長可能性などを適切に評価し積極的に関与していく。
3. 販路拡大の支援、事業承継の支援、各種公的支援制度等の紹介・提案を積極的に行い、新たな資金ニーズを発掘する。
4. 地域経済の再生・活性化に資するべく創業・第二創業対策等に積極的に取り組む。
5. 事業性評価を重視し担保・保証に過度に依存しない融資を推進する。
6. 適切な事業性評価や顧客のニーズに応じた提案や課題解決のできる専門知識を有した人材を育成する。

ごあいさつ

皆様には平素より私ども利根郡信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。役職員一同、心より御礼申し上げます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「とねしんレポート2018」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や業務内容・業績のほか、この1年間に皆様と特にご関係のあります話題などについて、なるべく見やすく掲載することを心掛けました。当金庫の経営内容をご理解いただければ幸いに存じます。

平成29年度のわが国経済は、アベノミクスの取り組みに加え、好調な米国経済などに支えられ、マクロでは緩やかな回復基調を続けており、大企業を中心に業況は明るさを増してきております。その一方で、地域経済の担い手である中小企業は、業況に改善の兆しがみられるものの、少子高齢化や人口減少といった構造的な問題の影響を受け、人手不足、後継者問題が深刻化するなど、多くの経営課題に直面しております。海外情勢に目を転じると、米国の経済政策の方向性や英国のEU離脱交渉の行方などの不確実性や北朝鮮情勢などの地政学的リスクが高まっており、わが国経済の先行き不透明感が増幅しております。

こうした中、政府は働き方改革等に取り組むとともに、昨年12月には、直面する少子高齢化対策として、教育無償化等の人づくり革命と生産性革命を柱とする「新しい経済政策パッケージ」を決定いたしました。

金融面では、日本銀行のマイナス金利政策や他金融機関との競争激化により、預貸金利鞘は縮小を続けております。また、ゆうちょ銀行の預入限度額や業務規制の見直し、異業種の銀行業務へのさらなる参入の動きがあるなど、信用金庫の収益環境は、今後より一層厳しいものとなっていくことが予想されます。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今年度においても、様々な環境変化を見据えながらビジネスモデルの徹底を図り、地域における課題解決力の一層の強化に努めるとともに、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げて邁進してまいります。

そうした中で、当金庫の平成29年度預金残高は、相続に伴う預金の流出などが影響し、定期性預金は減少したものの、公的年金の積極的な推進等もあり流動性預金は順調に推移いたしました。また、貸出金残高は、新規・肩代りの積極的な取り組みにより事業性貸出が順調に推移したほか、個人向け貸出、地公体向け貸出が増加いたしました。


その結果、預金残高は、対前期比約9億円増加の1,698億円、貸出金残高は、対前期比約7億円増加の905億円となりました。当期純利益は3億85百万円となり、健全性を表す指標である自己資本比率については、対前期比0.08ポイント上昇し10.67%となり国内基準の金融機関の健全性の指標である4%を大きく上回る水準を維持しております。

今後においても、当金庫は共同組織の地域金融機関としての社会的使命と役割を踏まえ、地域の皆様への負託に応えられるよう、健全経営に徹し努力してまいります。

本年度もより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。



平成30年7月

 利根郡信用金庫

理事長

峯川卓美

利根郡信用金庫と地域社会

地域社会の一員として、地域の皆様と強い絆でネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

利根郡信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

貸出金に関する事項

お客様からお預け入れいただいた大切な預金・積金につきましては、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、設備資金に346億円、運転資金に559億円をご融資しております。

うち、個人のお客様には住宅ローンに121億円、消費者ローン等に33億円をご融資しており、地方公共団体へは177億円をご融資しております。

取引先への支援等

当金庫は、経済環境が変化する中、業績低迷に苦慮されているお客様に対し、業績、財務内容等の分析を行い、打開する為の改善策や経営改善計画のアドバイス等の生きた支援を行うため、地域産業支援部による取引先企業の経営改善支援に積極的に取り組み、支店との連携による経営改善計画の策定及び実践にかかるサポートを実施しております。

今後も地域社会の一員として、地元の中小企業者の方々や住民の皆様と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の発展に努めてまいります。

お客様 / 会員

会員数：16,874人

貸出金

905億73百万円

支援
サービス



尾瀬



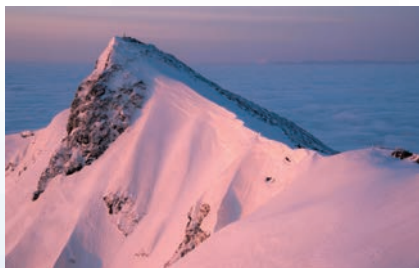
迦葉山大天狗面



吹割の滝



照葉峡



谷川岳



たくみの里

預金・積金

1,698 億 56 百万円

出資金

5 億 18 百万円

利根郡信用金庫

常勤役員数 196 人
店舗数 16 店舗

預金積金に占める貸出金の割合

平成 30 年 3 月末 **53.32%**

預金・積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、サービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

また、皆様にご満足いただけるよう様々な預金商品をご用意しております。

貸出以外の運用に関する事項

当金庫の平成 30 年 3 月末の有価証券残高は、614 億円です。当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用については、大部分を安全第一に心掛けて、公社債を中心とした債券で運用しております。

平成30年3月末

余資運用残高 865億8百万円

※余資とは預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、信金中金出資金のことをいいます。

CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）

1. 環境問題に対する取り組み

- ①とねしんでは環境に配慮するため、企業活動において排出されるCO₂を排出削減活動（グリーンエネルギー事業や植林等）に協力することでオフセット（相殺）するカーボンオフセットを採用した普通預金通帳・総合口座通帳・ディスクロージャー誌を使用しています。また、通帳は誰にとっても使いやすいように、分かりやすい配色や、より見やすい書体などの工夫をした「カラーユニバーサルデザイン」を採用しております。
- ②温暖化対策の取り組みとして、日常業務で使用した紙を裁断し、再生紙原料として再生処理業者へ有料で引き取っていただいております。また地球温暖化防止策としてクールビズ・ウォームビズを実施し、電力使用量の抑制に努めております。

2. 地域貢献活動

- ①小中学生卓球大会の実施
当金庫では平成20年より、地域金融機関のCSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動の一環として、地域の青少年健全育成と卓球競技の振興を図ることを目的に、県内北毛地区の小中学生を対象とした「とねしん杯オープン卓球大会」の開催を始めました。
29年度開催により節目の第10回を数え、参加選手は延べ4,025人にも及び、「とねしん杯を制する者は群馬を制す」とも言われるほどレベルの高い大会に成長し、同大会を経て、その後群馬県チャンピオンとなり全国大会に歩を進めた子ども達もおります。2020年に開催される東京オリンピックでは「とねしん杯」から巣立った子ども達の日の丸を背負って戦う姿が見られるかもしれません。
参加選手や学校関係者からも非常に多くの「感謝」のお言葉をいただいております。今後も継続して開催し、卓球競技を通じ子ども達の成長を見守り、地域貢献に寄与していきます。

	参加者数
第1回	276人
第2回	413人
第3回	442人
第4回	473人
第5回	405人
第6回	460人
第7回	355人
第8回	406人
第9回	365人
第10回	430人
累計	4,025人



②地域行事への参加

地域の皆様との繋がりを大切に考え、地元郷土の祭りや、各種イベントに積極的に参加しております。

○郷土のお祭りへの参加

群馬県北部に位置する利根沼田地区最大のお祭りである「沼田まつり」や「渋川へそ祭り」などさまざまなお祭りに大勢の役職員が参加しています。



○「望郷ラインセンチュリーライド」開催に係るボランティアに参加

平成23年群馬デスティネーションキャンペーン開催に伴い、私たちが何かのお役に立てないかと考え、群馬県利根沼田県民局主催の第1回「望郷ライン・センチュリーライド」に協賛・協力させていただきました。平成29年で第7回目となりましたが、今回も県外はもちろん台湾からの選手も参加し、総勢1,000名近くの選手が参加する大きな大会となりました。



○「中町とねしん会納涼祭」

利根郡信用金庫会員組織「中町とねしん会」と地元商店街である「本町通り商店街」が相互に連携し中心市街地への誘客を図り市街地活性化に資することを目的として「第7回中町とねしん会納涼祭」が9月16日に開催され、大変多くのお客様で賑わいました。



○市民の「ふれあいと絆」そして明るく希望に満ちた「未来」を届ける場所として9月9日に開催された「沼田花火大会」にボランティアとして参加しました。



③献血活動

「たすけあい」の精神のもと多数の役職員による献血活動を定期的に行っております。本店駐車場にて行い、一般のお客様も含め、多くの役職員が参加しました。



④清掃活動

6月15日の「信用金庫の日」に合わせて、道路清掃を行っております。「とねしん」の文字の入ったビブスを職員全員が着用し清掃活動に取り組みました。ビブス着用により職員意識も更に高まり、同時に地域の方々にもより身近に感じていただけました。「掃除していたね!」「毎年ありがとう!」などたくさんのお言葉をいただきました。



⑤「とねしん倶楽部」

お客様の健康で豊かな生活を目指し、お客様同士およびお客様と当金庫との親睦を深めるため毎年旅行を企画しております。平成29年10月には「母畑温泉八幡屋に泊る会津城下といわきの旅」を実施し、合計約250名のお客様に参加いただきました。会津信用金庫様、須賀川信用金庫様、ひまわり信用金庫様の温かいおもてなしも受け、思い出深い旅行ができました。



⑥ 「とねしんキッズクラブ」

「とねしんで遊ぼう!」「楽しい思い出をつくろう!」日頃金融機関という堅苦しいイメージをもっている方にもっと「とねしん」を身近に感じてもらおうと、子どもたちの人気キャラクター「アンパンマン」の第5回のお祭りを10月7日に行いました。当日は、およそ1,000名のおお客様にご来場いただき、子供たちにも大変喜んでいただけました。

また、近隣の保育園・幼稚園の子どもたちが作成したぬり絵、約1,000枚も展示いたしました。



またイベントの一つとして、平成29年8月10日に夏休み親子旅行「タカノフーズ納豆工場見学とアクアワールド大洗の旅」を実施!120名のおお客様にご参加いただき、「夏休みの良い思い出になった」「また来年も参加したい」など、多くの好評のお言葉をいただきました。



⑦各信用金庫旅行団のお出迎え

当金庫では、当地域を訪れていただいた各信用金庫旅行団の歓迎のお出迎えを行っています。今後も信用金庫ネットワークを活用した信用金庫のおお客様へのサービス向上と地域の交流人口増加に積極的に取り組んでいきます!



⑧しののめ信用金庫「フードビジネス商談会」への参加

しののめ信用金庫が主催する「第5回フードビジネス個別商談会」が10月3日に開催されました。当金庫の取引先サプライヤー13社が参加、46商談が行われ3社8件の成約となりました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

【平成29年度活動実績】

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

“とねしん”では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等についてご相談があった場合には、お客様の抱えている問題を真摯に受け止め、その解決に向けて全力で取り組んで参ります。

① 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

- ・専門性の高い経営支援を行うため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関としての認定を取得しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に地域産業支援部を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいております。
- ・お客様の事業価値を見極める能力を向上させるため、総務部人事課や審査部、地域産業支援部が営業店職員に対して研修を実施しております。
- ・お客様の状況に応じて、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、お客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図っております。また必要に応じて群馬県中小企業再生支援協議会などの外部機関や、民間コンサルタント会社などの外部専門家とも連携することにより、効果的な経営支援を実施しております。
- ・お客様の事業創造等のお手伝いのため、「補助金・助成金等相談連絡窓口」を営業店に設置し、各種補助金の案内や相談に取り組んでおります。

③ 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

“とねしん”では、地域経済の発展・雇用の創造を図ることを目的として創業・新事業支援融資へ取り組んでおります。「創業支援融資制度」などのご融資の他、起業・創業の相談や計画策定支援、専門家との連携による支援も実施しております。

また、中小企業者の競争力強化等についてもお手伝いをさせていただいているほか、各種補助金申請等の支援にも取り組んでおります。

b. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

“とねしん”では、お客様の経営相談に親身にお応えるため、本部に「地域産業支援部」を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいており、必要に応じて外部機関・外部専門家との協力による経営支援も行っております。

	期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取り組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち再生 計画を策定 している 全ての先数 δ	経営改善 支援取り組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
合計	1,166	15	1	13	8	1.63%	6.66%	53.33%

④ 群馬県中小企業サポーターズ制度

地域経済において大きな役割を果たす中小企業の事業活動を支援し、本県経済の活力向上を目的とした、県産業政策課を事務局とする群馬県中小企業サポーターズ協議会に参加しております。中小企業サポーターとして、きめ細やかな企業の経営支援を展開することで、企業が抱える課題の直接解決を図り、また適切な専門機関を紹介するなど課題解決の支援を行っております。

2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 「目利き機能」の発揮にむけた取り組み

お客さまの事業価値を見極める能力の向上を目的として外部研修へ積極的に参加する他、自金庫内において研修を開催し、職員の取引先の資質や事業の将来性などに関する知識の向上に取り組んでおります。

・融資担当者事務研修（庫内研修）	11名	・目利き力養成講座（全信協主催）	1名
・事業性融資のための経営者対話研修会（庫内研修）	42名	・融資法務講座（関信協主催）	1名
・「事業性評価融資推進講座」フィードバック研修（庫内研修）	24名	・若手渉外職員養成講座（関信協主催）	2名
・「目利き力実践講座」フィードバック研修（庫内研修）	17名	・融資審査管理講座（関信協主催）	1名
・事業性評価融資推進講座（全信協主催）	3名	・融資基礎講座（群信協主催）	2名
・目利き力実践講座（全信協主催）	2名	・事業性融資入門講座（群信協主催）	2名

② 企業の課題を把握する能力の向上を目的として、渉外担当者によるロールプレイング大会を開催しました。

- ・H 30.1.20 テーマ「事業性評価に基づく企業の改善点・課題の把握」

3. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

○「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

新規に無保証で融資した件数	50 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.93%
保証契約を解除した件数	4 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件

4. 地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

・全取引先数と地域の取引先数の推移、及び、地域の企業数との比較（先数単体ベース）

全取引先数 …………… 1,064 社
 地域別の取引先数 …………… 1,064 社
 地域別の企業数 …………… 42,175 社

※地域別の企業数は、総務省・経済産業省が公表している全国集計結果

「平成 28 年経済センサス-活動調査」(平成 28 年 6 月 1 日)

沼田市、みなかみ町、昭和村、片品村、川場村、前橋市、渋川市、吉岡町、高崎市、榛東村の民営事業所数の合計

・メイン取引（融資残高 1 位）先数及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）

メイン取引（融資残高 1 位）先数 …………… 482 社
 全取引先数に占める割合 …………… 45.3%

※自己査定データの「取引状況」主力の先をメイン先とする

5. 本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

・創業支援先数（支援内容別）

①創業計画の策定支援 …………… 10 社
 ②創業期の取引先への融資（プロパー） …………… 5 社
 創業期の取引先への融資（信用保証付き） …………… 2 社
 ③政府系金融機関や創業支援機関の紹介 …………… 3 社
 ④ベンチャー企業への助成金・融資・投資 …………… 0 社

・販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）

 しのめビジネスマッチングによる成約他
 販路開拓支援を行った先数（地元） …………… 3 社

総代会制度について

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



<総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。>

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、平成30年3月31日現在の総代数は106人で、会員数は16,874人です。

(2) 総代の選任方法

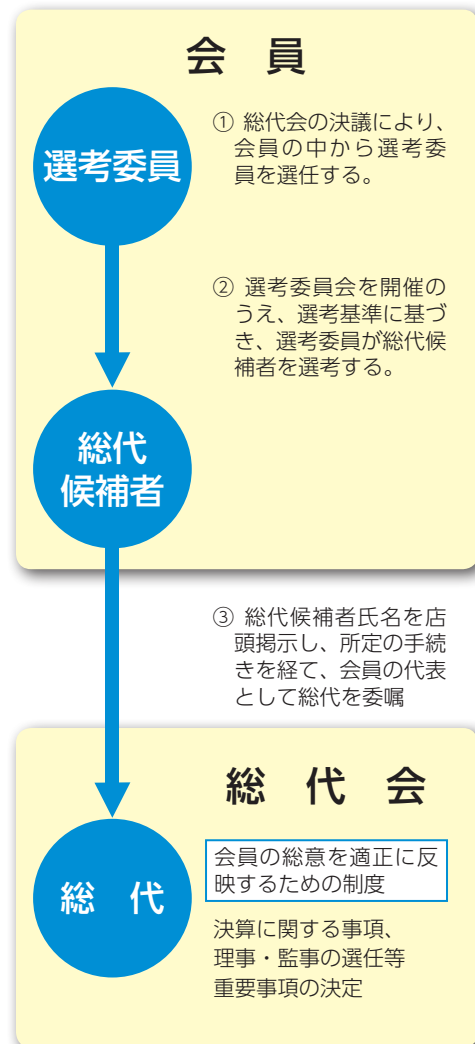
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

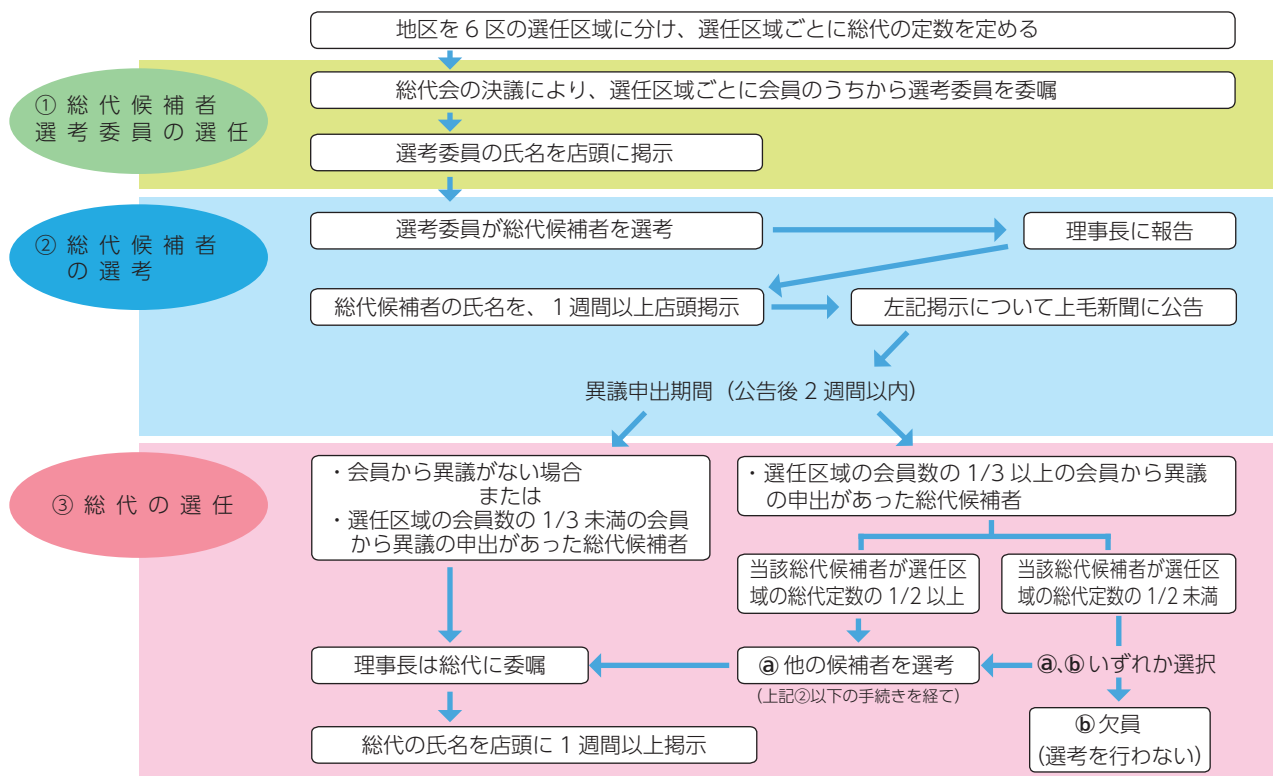
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員会が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で80歳を超えていない者
- ②適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識をもって正しい判断ができる者
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他総代候補者選考委員会が適格と認めた者



(3) <総代が選任されるまでの手続きについて>



3. 総代の氏名について

平成 30 年 6 月 30 日現在

(支店別あいうえお順、敬称略)

選任区域及び総代氏名 ※丸数字は 1968 年以降の総代就任（重任）回数。

第 1 区 沼田市（除く、白沢町、利根町）

今井 幸吉③ 生方 真司② 金井 利夫⑧ 金井 則夫② 桑原 清一⑩ 桑原 利夫⑩ 小林 一郎⑧ 武井 順一② 野村 治④
 長谷川康三① 林 栄一⑦ 原田 良美① 樋口 建介⑧ 藤野 伸夫③ 松井 信一⑧ 宮田 欣二⑦ 柳 信男③ 割田 一敏⑥
 安藤 純吉⑦ 井熊 開三① 石澤雄一郎② 片山 晃一⑭ 角屋 浩司⑨ 小池 宏② 須田 章夫⑦ 関上 忠成⑤ 林 孝司④
 宮西 忠雄③ 山田 司⑤ 横山 公一⑦ 関 英一④ 村山 信行⑤ 新井 昭一⑩ 春日 政志④ 川端 勉① 澁谷 和男③
 平井 良明⑤ 平田 次郎⑩ 笹木 邦昭④ 福田 皓史① 本多 清男③

第 2 区 沼田市白沢町、利根町

相田 聡② 岡村 正① 金子 千明④ 小林 利之③ 千明 周二⑥ 角田 博③ 星野 利夫⑤ 中村 元一④ 宮田 純一④
 山田 利幸②

第 3 区 利根郡川場村、片品村、昭和村

石井 敬治⑤ 澤浦 彰治① 高橋 学② 治田 貞賢② 藤井 富夫② 松井 文夫⑥ 小川 清⑤ 笠原 精作③ 角田彦三郎⑩
 星野 寛③ 見城 光男④ 関 真一③ 永井 彰一③

第 4 区 利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町

阿部 章一⑦ 河合 幸雄⑦ 久保 喜英① 須田 高幸② 田中 徳重⑤ 中里 英夫⑥ 岡田 洋一③ 岡村興太郎⑨ 木内 孝広③
 窪田 金嘉② 生津 達郎⑥ 林 一彦④ 林 朝雄⑩ 林 安信⑥ 笹木 太弘③ 渡部 通③ 青木 宗作⑨ 阿部 明彦①
 入内島一崇⑫ 小林喜八郎⑤ 杉木 三郎④ 遠山 勝也③ 山岸 公明⑧

第 5 区 渋川市、吾妻郡中之条町、東吾妻町、高山村

小笠原健泰④ 狩野 明④ 坂田 泰造⑥ 杉木 基泰② 角田 準一② 原澤 俊⑨ 平形 昌三⑥ 荒木 襄一⑨ 齋藤 清海③
 吉田 正男⑤ 都筑 茂②

第 6 区 前橋市、高崎市（除く、旧倉淵町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町）、北群馬郡

五十嵐 修③ 小泉 勲④ 建石 政一⑫ 角田 雄二⑩ 宮内利喜三郎⑦ 村上 重夫④ 金井 修② 立見 丈夫③

〔総代の属性等別構成比〕

職業別：法人・法人代表者 79%、個人事業主 15%、個人 6%

年代別：90 代 1%、80 代 26%、70 代 25%、60 代 32%、50 代 12%、40 代 4%

業種別：農業・林業 7%、建設業 14%、製造業 11%、情報通信業 1%、運輸業・郵便業 1%、卸売業・小売業 39%、不動産業・物品賃貸業 3%、学術研究、専門・技術サービス業 2%、宿泊業・飲食サービス業 11%、生活関連サービス業・娯楽業 3%、医療・福祉 4%、複合サービス事業 1%、サービス業（他に分類されないもの）2%、公務（他に分類されないものを除く）1%

※ 1 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。※ 2 業種別の分類は日本標準産業分類（大分類）による。

第 67 期通常総代会の決議事項

平成 30 年 6 月 21 日 第 67 期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第 67 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

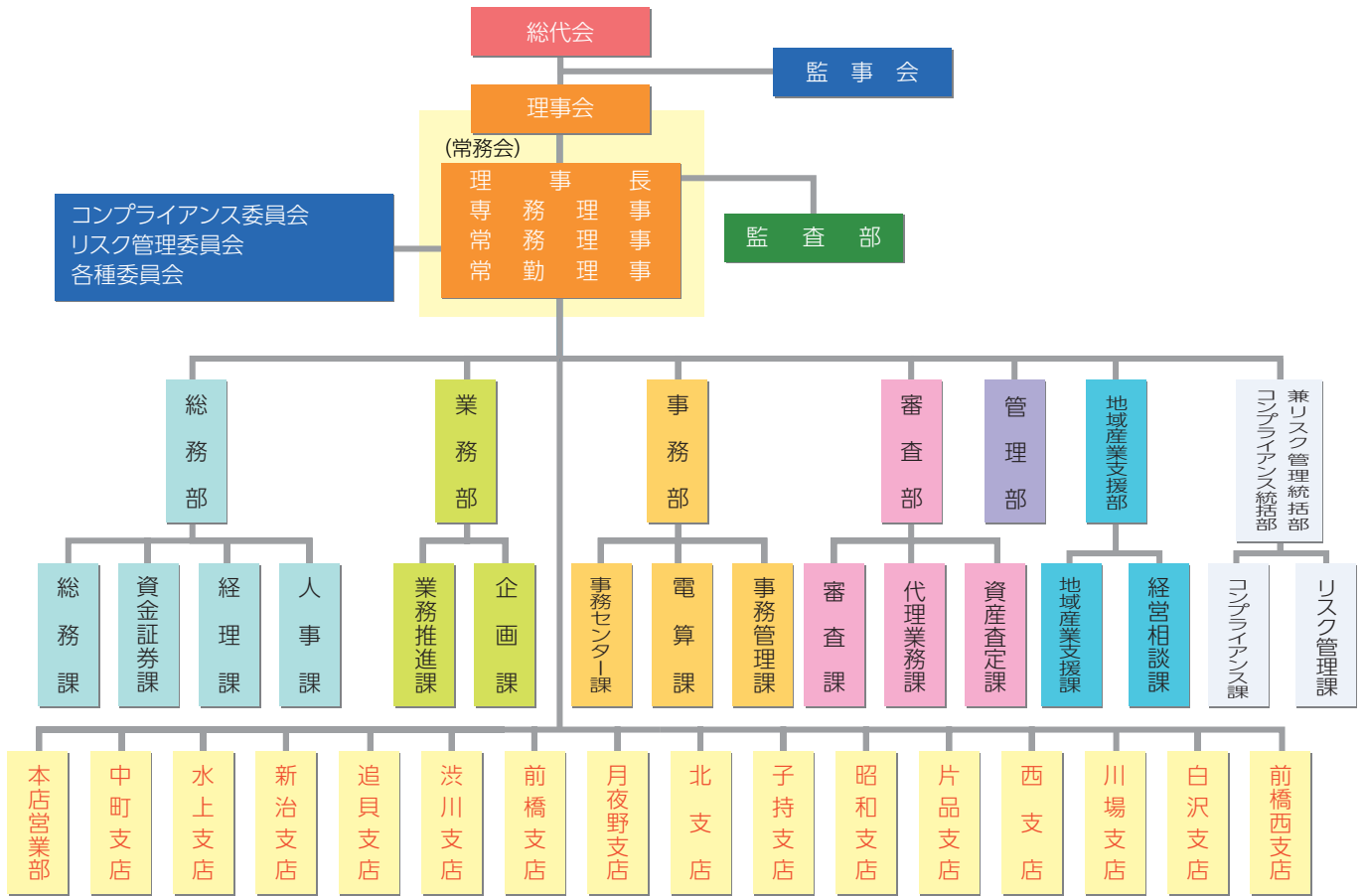
決議事項

第 1 号議案 剰余金処分案承認の件
 第 2 号議案 定款一部改正の件
 第 3 号議案 会員の除名の件
 第 4 号議案 総代候補者選考委員選任の件

とねしんの概要

組織図

(平成 30 年 6 月末現在)



当金庫の概要

(平成 30 年 3 月末現在)



●関連会社について
当金庫には、関連会社はありません。

[名称] 利根郡信用金庫
 [所在地] 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1540 番地
 TEL 0278-23-4511 (代)
 [創立] 大正 5 年 5 月 25 日
 [出資金] 5 億 18 百万円
 [常勤役員数] 196 人
 [店舗数] 16 店舗

(平成 30 年 6 月末日時点)

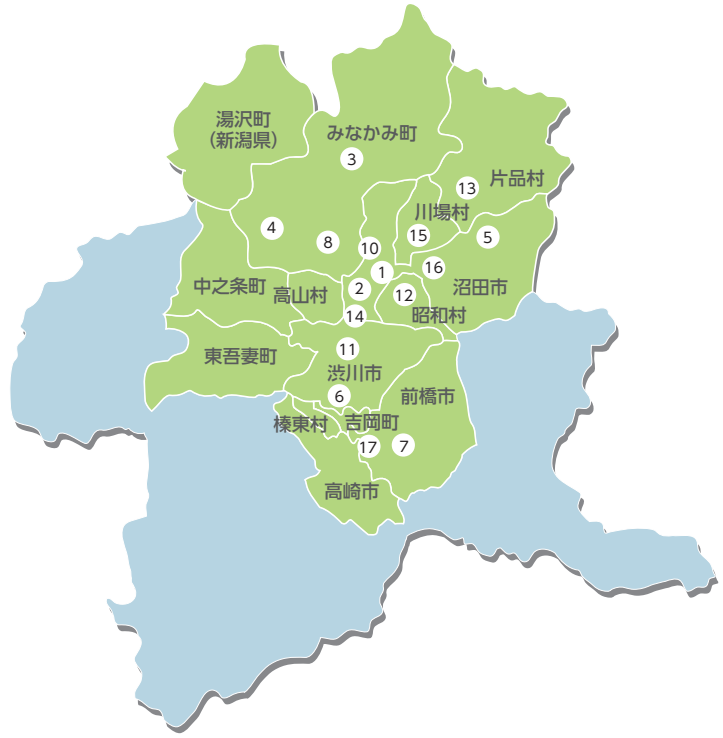
[役員] 理事長 (代表理事) 峯 川 卓 美
 専務理事 (代表理事) 坂 井 隆
 常務理事 (代表理事) 田 村 正 美
 常勤理事 諸 田 秀 人
 常勤理事 千 明 敏 之
 非常勤理事 荒 井 静 雄
 非常勤理事 高 山 敏 也 (*1)
 非常勤理事 桑 原 滋 (*1)
 常勤監事 堀 内 静 男
 非常勤監事 高 井 英 昭 (*2)
 非常勤監事 秋 元 良 介

*1 理事 高山敏也、桑原滋は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

*2 監事 高井英昭は、信用金庫法第 3 条第 5 項に定める員外監事です。

●営業地区

沼田市、渋川市、前橋市、高崎市
 (旧倉渚村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く)
 利根郡 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
 北群馬郡 榛東村・吉岡町
 吾妻郡 中之条町 (旧六合村を除く)・東吾妻町・高山村
 新潟県南魚沼郡湯沢町



●店舗一覧

店番	店舗名	所在地	電話番号	自動機 (ATM) ご利用時間			投資 信託 ・ 国債 窓販 業務	保険 窓販 業務
				平日	土曜日	日曜・祝日		
沼田市	① 本店営業部	〒378-0053 沼田市東原新町1540番地	0278-23-4511	8:30～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○
	② 中町支店	〒378-0048 沼田市中町852番地	0278-22-4356	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	○	○
	⑤ 追貝支店	〒378-0303 沼田市利根町追貝118番地1	0278-56-2121	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑩ 北支店	〒378-0056 沼田市高橋場町2040番地1	0278-22-5656	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	○	○
	⑭ 西支店	〒378-0031 沼田市薄根町3302番地1	0278-22-7581	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	○	○
	⑯ 白沢支店	〒378-0121 沼田市白沢町高平70番地8	0278-53-4511	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
利根郡みなかみ町 昭和村 片品村 川場村	③ 水上支店	〒379-1617 利根郡みなかみ町湯原136番地3	0278-72-2371	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	④ 新治支店	〒379-1414 利根郡みなかみ町布施117番地	0278-64-2071	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑧ 月夜野支店	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野561番地4	0278-62-6661	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑫ 昭和支店	〒379-1203 利根郡昭和村糸井378番地3	0278-23-7311	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑬ 片品支店	〒378-0415 利根郡片品村鎌田4284番地	0278-58-4334	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
渋川市 前橋市	⑬ 川場支店	〒378-0101 利根郡川場村谷地2061番地1	0278-52-3555	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑥ 渋川支店	〒377-0007 渋川市石原310番地2	0279-23-8111	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑪ 子持支店	〒377-0202 渋川市中郷1467番地3	0279-53-4730	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
前橋市	⑦ 前橋支店	〒371-0031 前橋市下小出町2丁目33番地8	027-232-3311	8:30～20:00	9:00～17:00	—	○	○
	⑰ 前橋西支店	〒371-0851 前橋市総社町植野736番地2	027-255-5111	8:30～21:00	8:30～19:00	8:30～19:00	○	○

●出張所所在地一覧 (店舗外 ATM)

店舗名	設置場所		自動機 (ATM) ご利用時間		
			平日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	ベイスシア沼田モール出張所	ベイスシア沼田モール駐車場内	9:30～20:00	9:30～19:00	9:30～19:00
中町支店	栄町出張所	沼田脳神経外科循環器科病院駐車場内	9:00～19:00	9:00～17:00	—
月夜野支店	ベイスシア月夜野店出張所	ベイスシア月夜野店内	9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00

●自動機器設置状況

現金自動預入支払機 (ATM) 24台 (うち店舗外3台)、自動両替機 2台

沿革

- | | | | | | | |
|----|-----|-----|--|-----|-----|--|
| 大正 | 5年 | 5月 | 有限責任利根信用組合設立 | 4年 | 7月 | 水上支店新築移転 |
| 昭和 | 9年 | 10月 | 有限責任沼田信用組合と名称変更 | | 12月 | 西支店開設 |
| | 12年 | 2月 | 保証責任沼田信用組合と組織変更 | 5年 | 4月 | 店舗外 ATM
「中町支店グリーンベル 21 出張所」
営業開始 |
| | 20年 | 4月 | 市街地信用組合法による
沼田信用組合に組織変更 | 7年 | 8月 | 川場支店開設 |
| | 25年 | 4月 | 中小企業等協同組合法による
沼田信用組合に組織変更 | 9年 | 10月 | 白沢支店開設 |
| | 26年 | 6月 | 信用金庫法施行 | 10年 | 4月 | 店舗外 ATM
「中町支店栄町出張所」 営業開始 |
| | | 11月 | 信用金庫法により、「利根郡信用金庫」
に改組し、地区を利根郡一円とする | 11月 | | 店舗外 ATM
「本店営業部ベイシア沼田モール出張所」
営業開始 |
| | 38年 | 11月 | 水上支店開設 | 12月 | | 投資信託窓口販売開始 |
| | 40年 | 12月 | 新治支店開設 | 11年 | 9月 | 北支店にて、休日相談業務を開始 |
| | 45年 | 5月 | 追貝支店開設 | 12年 | 2月 | 店舗外 ATM
「月夜野支店上牧出張所」 営業開始 |
| | 47年 | 8月 | 新本店開設、中町支店開設（旧本店） | 12年 | 6月 | 預金総額 1,500 億円達成 |
| | | 9月 | 預金総額 100 億円達成 | 13年 | 5月 | 損害保険窓口販売開始 |
| | 50年 | 3月 | 渋川支店開設 | 11月 | | 店舗外 ATM
「月夜野支店ベイシア月夜野店出張所」
営業開始 |
| | 53年 | 12月 | 前橋支店開設 | 11月 | | 角田芳雄理事長黄綬褒章受章 |
| | | 12月 | 日本銀行と当座取引開始 | 14年 | 12月 | 生命保険窓口販売開始 |
| | 54年 | 9月 | 水上支店改築移転 | 16年 | 12月 | 決済用預金取扱開始 |
| | 55年 | 11月 | 中町支店新築開設 | 18年 | 6月 | 「とねしんふるさと基金」創設 |
| | 56年 | 2月 | 信金東京共同事務センターに加入 | 11月 | | 「フラット 35」取扱開始 |
| | | 3月 | 預金総額 500 億円達成 | | | 「とねしんきゃっする」取扱開始 |
| | | 6月 | 月夜野支店開設 | 19年 | 8月 | 「コンプライアンス統括部兼リスク管理
統括部」設置 |
| | 58年 | 4月 | 碓田支店開設 | 20年 | 9月 | 農林漁業金融公庫（現、日本政策金融公庫）
と業務提携 M & A 業務取扱開始 |
| | 59年 | 10月 | 追貝支店新築移転 | 11月 | | 角田芳雄会長旭日双光章受章 |
| | 59年 | 11月 | 北支店開設 | 21年 | 8月 | 前橋西支店開設 |
| | 61年 | 7月 | 新治支店新築移転 | 22年 | 8月 | 「とねしん倶楽部」発足 |
| | 63年 | 6月 | 子持支店開設 | 26年 | 4月 | 「とねしんキッズクラブ」発足 |
| 平成 | 元年 | 4月 | 店舗外 ATM
「本店営業部国立沼田病院出張所」
営業開始 | 11月 | | 峯川卓美理事長黄綬褒章受章 |
| | | 7月 | 昭和支店開設 | 27年 | 4月 | 上田信用金庫と「業務提携に関する覚書」の締結 |
| | 2年 | 8月 | 預金総額 1,000 億円達成 | 27年 | 9月 | 富士見商工会と「連携協力に関する協定書」
の締結 |
| | | 10月 | 片品支店開設 | 28年 | 5月 | 利根郡信用金庫 創立 100 周年 |
| | | 10月 | 店舗外 ATM
「本店営業部ほたか病院出張所」
営業開始 | 28年 | 11月 | 日本政策金融公庫と「金銭の相互支払等に関
する基本契約書」の締結 |
| | 3年 | 2月 | ATM・CD の休日稼働開始 | | | |
| | | 5月 | 店舗外 ATM
「追貝支店利根村役場出張所」
営業開始 | | | |



信金改組当時の本店



旧本店



現在の本店

懸賞品付定期預金「地域の魅力再発見！キャンペーン」

長野県の上田信用金庫との業務提携企画である懸賞品付定期預金「地域の魅力再発見！サマーキャンペーン2017」を6月1日から9月29日まで、「地域の魅力再発見！ウインターキャンペーン2017」を12月1日から2月28日まで販売致しました。

1等は上田信用金庫の地域を代表する信州の鎌倉「別所温泉」のペア旅館宿泊券、2等は信州の特産品を当選者の方にプレゼントさせていただきました。

なお、懸賞品付定期預金「地域の魅力再発見！サマーキャンペーン2018」を6月1日より販売しております。



PRコンクールにおいて最優秀賞を獲得しました!!

当地域を代表する「吹割の滝」の写真を使用した懸賞品付定期預金「地域の魅力再発見！サマーキャンペーン2017」のポスターが、「第37回信用金庫PRコンクール」に於いて優秀賞を獲得致しました。

また、一般社団法人関東信用金庫協会PRコンクールでは、上田信用金庫と共同で制作した「12面体パークラフト貯金箱&カレンダー」が頒布品部門の最優秀賞を獲得し、同カレンダー部門に於いても天狗みこしをメインとした「沼田まつり」のカレンダーが入賞いたしました。

今後も地域のイメージアップに資する取り組みを図っていきます。



こちらのQRコードをスマートフォン等で読み込むと当地域の様々な動画がご覧いただけます。



吹割の滝



河岸段丘



沼田まつり

地域産業支援部

経営の改善支援や起業に関する支援、その他、地方公共団体、各種団体・機関などとの連携を通じて地域の発展と地域経済の活性化に資することを目的に、経営相談部を地域産業支援部へと組織変更いたしました。

とねしんの考え方

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、その実効性確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢（法令等遵守態勢）
2. 顧客保護及び利便性の向上を目指した態勢（顧客保護等管理態勢）
3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢（情報管理態勢）
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢（リスク管理態勢）
5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢（効率的職務執行態勢）
6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（監事のサポートに関する事項）
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項（監事のサポートに関する事項）
8. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢（監事への報告に関する事項）
9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための態勢（公益通報者保護に関する事項）
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（監査費用の前払いや償還に関する金庫の方針に関する事項）
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢（監事の監査の実効性確保の態勢）

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

～当金庫のコンプライアンスへの取り組み～

「法令等遵守」とは、法令のほか、信用金庫内の諸規程や、社会的規範・常識を守ることです。当金庫には以下の3つの経営理念があります。

1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

この経営理念を実現するための基礎的条件として、お客さま・地域社会からの支持・信頼を確保し続ける必要があります。

そのため、当金庫では、信用金庫業務のすべてにおいて各種法令等、金庫内の諸規程を遵守することはもちろん、社会的規範を逸脱することのないよう言動を慎み、地域の信頼性を高め、良識ある営業姿勢を維持することに努めております。

そこで、当金庫の経営理念を再確認するとともに、当金庫が果たすべき公共的な役割と社会的責任などを考慮して「法令等遵守方針」「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全職員に配付・研修を行い、周知させています。

また、専務理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を置き、コンプライアンスに係る問題点を検討・協議するとともに、「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関連する情報等を一元的に取扱い、分析・管理しております。さらに全部店に「コンプライアンス責任者及び管理者」を置くなどして、役職員一丸となってコンプライアンスに対する意識の向上と実効性を確保しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども利根郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上を確保するために、以下の方針を定め、継続的に取り組んでまいります。

1. 当金庫は、お客さまに対して取引または商品について説明する場合は、お客さまの立場に立って、知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた分かりやすかつ適切で十分な説明および情報提供を行います。
2. 当金庫は、お客さまから相談や苦情が寄せられた場合は、誠意を持って迅速かつ適切で十分な対応を行い、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまに関する情報については、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を越えた利用や、お客さまの同意を求めることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の漏えい防止の観点から、法令等に従い適切かつ厳格に取り扱います。
4. 当金庫は、業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の取り扱いやお客さまへの対応が安全かつ適切に行われるよう管理いたします。
5. 当金庫は、お客さまに対しては、常に感謝の念を持ち、お客さまの満足が得られるよう誠意を持って対応いたします。

※本方針において「お客さま」とは、当金庫の業務の利用者および利用者となろうとする法人または個人を意味します。

※お客さま保護の必要性ある業務の範囲は、預金業務、融資業務、為替業務、預り資産取扱業務等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての業務の取引です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

クセスに便利な東京、埼玉以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、群馬弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所、または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針について

“とねしん”は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、利用者の保護を図るため、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示ポスター、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は14ページ参照）またはコンプライアンス統括部（電話：0278-23-4511）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センター、並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、お取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都、埼玉県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のア

個人情報保護宣言について

“とねしん”では、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが、金融機関としての社会的責務と認識し、大切な情報をお守りすることがお客さまからの信頼性の向上につながるものと考えております。そうした中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）等に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の取扱方針である次の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、利用目的等くわしい内容につきましては、店頭およびホームページにより開示しております。

とねしんの考え方

リスク管理態勢について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、金融機関経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫は適切な業務を遂行するため、各種リスク管理方針・規程等を制定し、リスク管理態勢の整備を進めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部を設置し、より多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営に積極的に取り組んでおります。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用・市場・流動性・オペレーショナルリスク）のリスクを総体的に捉え、自己資本と比較対照して管理することをいいます。

当金庫では、金融機関業務の健全性及び適切性を確保するため「統合的リスク管理規程」等を整備し、経営陣が率先して、金庫全体のリスク管理態勢の整備・確立に向け努力しております。また、各リスク毎に適切な管理を行うため、理事長を委員長とした「リスク管理委員会」を置き、各リスクの主管部署の牽制機能及び情報の一元管理のため「リスク管理統括部」を設置、金庫のリスク管理態勢が機能するよう努めております。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの利息や元本の回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・確保していくため、「信用リスク管理規程」等を整備し、審査管理部門を審査部、企業再生及び経営相談業務を地域産業支援部、債権管理部門を管理部とし、個々の案件ごとに財務内容、事業計画の妥当性などを総合的に検討し、地域経済の健全な発展と安定に貢献する事を前提に、厳正な貸出審査及び適正な管理に努めております。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株価等が変動することにより、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、「市場リスク管理規程」等を整備し、フロント・バック部門を総務部、ミドル部門をリスク管理統括部として、金利や為替などの変動があっても、安定的な収益を確保できるようリスクに対するリターン分析、金利・運用期間の分散等を行い、リスクをコントロールしつつ収益を確保していくための資産配分に努めております。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金確保が困難となり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」からなります。

当金庫では「流動性リスク管理規程」等を整備し、総務部を主管部署として、流動性リスクに関する情報の収集・分析を行い、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

5. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、下記に掲げる「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」等を総称したリスクをいいます。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を被るリスクです。

当金庫では、「事務リスク管理規程」等を整備し、主管部署を事務部として、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理に努めております。

また監査部門により、本部・営業店に対して内部監査を定期的を実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実に機能しているか否かを厳正に監査し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。

●システムリスク管理

コンピューターシステムの障害・誤作動およびシステムの不備・不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、「システムリスク管理規程」等を整備し、事務部が主管部署となりシステムの開発、運営及び利用にあたり適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。

●風評リスク管理

事実の有無にかかわらず、世間一般で当金庫の信用に悪影響をおよぼす評判が広まることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、風評リスクが金庫に与える影響は多大なものとして位置付け、リスク管理統括部を主管部署として、日々情報を収集・分析し、風評リスクの管理を行っております。

●法務リスク管理

当金庫または役職員が各種法令・金庫内規程等に抵触または、抵触する恐れのある行為を行うことにより、当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「法令等遵守規程」等を整備し、コンプライアンス統括部が主管部署となり、情報等を一元的に管理するとともに、規程・要領等の改廃、新商品の発売、新規業務への取り組みを行う場合は、コンプライアンス委員会等で審議するなど厳格な管理を行っております。

●人的リスク管理

人材の流出・喪失や士気の低下及び役職員のコンプライアンスに反する行為により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、各種人事関係の規程等を整備し、総務部が主管部署となり「秀れた人材」の育成を目指し、役職員の人権を尊重し、厳正・公正を基本に職場環境の整備に努めております。

●有形資産リスク管理

災害や資産管理の瑕疵及び職務環境等の質の低下により当金庫の有形資産（土地・建物・機械設備等）が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、総務部が主管部署となり、有形資産を適正に管理・利用するよう厳格に管理するとともに、「災害時等の緊急時対応計画」を整備し、災害時等の緊急時に金庫全体で対応できるよう努めております。

6. 相談・苦情等への対応について

当金庫では、“地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む”を経営理念としています。そのため、「顧客サポート等管理規程」等を整備し、お客様の相談・苦情等に誠実・公平に対処し、迅速に解決できるよう努めております。また、コンプライアンス統括部を主管部署として、情報を一元的に管理し、“お客様の声”を糧として金庫の質的向上に努め、お客様により一層満足いただけるよう日々努力しております。



“お客様の声”（相談・苦情等）については
利根郡信用金庫
コンプライアンス統括部まで
電話 0278(23)4511(代)
メール support_1208@toneshin.co.jp

お客様の大切な資産をお守りする態勢について

～金融犯罪対策への取り組み～

“とねしん”では、盗難や偽造キャッシュカードを使用した不正取引や振り込み詐欺からお客様の大切な資産をお守りする為に次のような様々な取り組みをしています。

- ① お客様のキャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を50万円に引き下げ
- ② A T Mの操作による暗証番号変更サービス（平成17年10月より、類推されやすい暗証番号の登録拒否機能の追加）
- ③ 後方確認ミラー、つい立てなどを全A T Mに設置
- ④ 平成18年1月よりカードの盗難・紛失等に係る緊急連絡先「カード盗難センター」を設置
- ⑤ 振り込み詐欺や還付金詐欺防止のため、65歳以上で過去1年間A T M（当金庫以外を含む）でキャッシュカードによる振込をされていないお客様の、A T Mでのキャッシュカードによる振込の制限

カード、通帳、印鑑紛失、盗難等については
「利根郡信用金庫カード盗難センター」 電話 0278(23)0740



不審な電話がかかってきたら…

- ①あわてない。
動揺しない。
あせらず大きく深呼吸
- ②すぐに振り込まない！
まずは振り込む前に家族に相談！
本当の話かどうか必ず確認
- ③少しでも変だと思ったら！
事実確認ができない場合は！
最寄りの警察に連絡



騙されないために

留守番電話を利用

- 常時、留守電状態にしておく
相手が確認できたら電話に出るようにする
- 応答メッセージを変える
「ご用の方は名前と用件を。身内は合言葉を。確認できなければ出ません」など

合言葉を決める

あらかじめ身内にしか分からない“合言葉”を決めておくのも有効。ご家族で相談してみてください。

趣味 旅行先 好きな物

“慢心”しない

「自分は大丈夫」と思っていないですか？
手口を知っているだけでは安心できません。
あらかじめ“風邪”等の理由で、息子さんやお孫さんの声だと思い込んでしまうと、なかなか払拭できないものです。

振り込み詐欺の被害に気付いたら

急いで警察と金融機関へご連絡ください。

口座を利用した振り込み詐欺であれば、振り込み詐欺救済法が適用されます。
振込先の口座残高を上限に、被害額に応じ返金（分配金）を受けることができます（要申請）。

困りごと、悩みごと、警察への相談は

【# 9110】番（全国共通）

最寄りの警察署電話番号

沼田警察署 0278-22-0110

渋川警察署 0279-23-0110

前橋警察署 027-252-0110

緊急の場合は

【110】番通報

営業のご案内

利根郡信用金庫では地域の皆さまにご満足いただけるような商品・サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等

2. 融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形・電子記録債権割引等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式等に投資

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

5. 外国為替業務

信金中央金庫への取り次ぎ業務

6. 附帯業務

代理業務、保護預り及び貸金庫業務、債務の保証、公共債の引受、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売、電子記録債権業務、その他業務

◆預金業務

商品名	内容・特色	お預入れ金額	お預入れ期間
当座預金	安全で便利な小切手、手形をご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
普通預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
決済用預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット。自動融資で定期預金の90%以内、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金 1円以上 定期預金 1万円以上	普通預金 出し入れ自由 定期預金 1ヵ月～5年
貯蓄預金	出し入れ自由で、キャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に適しています。お引出しの2日前までに通知が必要です。	1万円以上	据置期間7日以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	預入は自由 払戻は納税時
スーパー定期	お預入れ金額によりスーパー定期・スーパー定期300がございます。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1ヵ月～5年
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した、定期預金です。	1,000万円以上	1ヵ月～5年
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1ヵ月前に満期日を指定できます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上 300万円未満	最長3年 据置期間1年
変動金利定期預金	預入期間中に6ヵ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1年～3年
利息分割受取型定期預金	スーパー定期または大口定期預金で、満期を待たずにお利息が定期的にお受け取りできます。	100円以上	1年～5年
年金定期預金〈寿〉	当金庫に年金振込を指定されている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 100万円以内	1年
新型福祉定期預金〈のぞみ〉	福祉年金などの受給者で当金庫に振込をされている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 350万円以内	1年
スーパー積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に楽しみながら、目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。	5,000円以上	1年～5年
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な預金です。満60歳になると年金としてお受け取りできます。財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得資金を貯めることを目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
一般財形預金	貯蓄の目的は自由です。	1,000円以上	3年以上

商品ご利用にあたっての留意事項

- 上記預金商品は全て預金保険制度の付保対象預金です。
- ご預金の種類により金利が異なります。金利は店頭に表示してありますのでご確認ください。
- 口座開設や10万円を超える現金でのお振込、また200万円を超える現金取引などのお取引の際には、お客さまご本人の確認をさせていただくため、所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合には、お取引ができないことがありますので、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

◆融資業務【個人向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、増改築、マンションの購入など長期のライフプランに合わせてご利用いただけます。	(一社)しんきん保証基金 8,000万円以内 全国保証(株) 1億円以内	35年以内
フラット35	全期間固定金利(最長35年)なので返済計画が立てやすく、お借入時にご返済額が確定しますので、将来にわたって計画的な返済が可能です。	8,000万円以内	35年以内

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
セレクト	住宅ローンの借換、増改築資金など、お住まいに関する用途にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
カーライフプラン	マイカー購入、免許取得、車検・修理費用、パーツの購入など、幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
教育プラン	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の入学金、授業料等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
お直し上手	住宅の増改築、キッチン・トイレ・浴室の改装、ガレージの設置等にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金等にご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
個人ローン	旅行、電化製品購入など、健康で文化的な日常生活に必要な資金なら、お使いみちは自由です。	500万円以内	10年以内
重粒子線治療応援プラン	群馬大学で先進がん治療（重粒子線治療）を受ける方やご家族の方にご利用いただけます。	314万円以内	10年以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様を養育するご家族の方をサポートします。育児用品購入、粉ミルク購入、出産費用等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
福祉プラン	介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
職域サポートローン	職域サポート制度対象事業所の経営者または従業員の方にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
教育カードローン	学費納入金、その他必要な教育資金の借入を一定限度の範囲内でATMや窓口を通じて出金し、子弟等の学校等の卒業時に証書貸付に切替え割賦返済を行う商品です。	500万円以内	カードローン期間5年（1年毎自動更新） 証書貸付切替後3か月以上10年以内（卒業後）
しんきん保証フリーローン	お使い道が自由なローンで、借入の一本化などにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
カードローン	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。不意の出費のときもご安心です。	10万円～300万円	3年（自動更新）
とねしんきゃっする500	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。インターネットからでも仮審査申込みいただけます。	10万円～500万円	3年（自動更新）
とねしんシルバークゃっする	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。（契約時年齢が60歳以上69歳以下の方）	50万円	3年（自動更新）
フリーローンきゃっする	お使い道が自由なローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500万円以内	10年以内
タックル	手続き簡単・スピード回答の商品です。個人および個人事業主の方にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
とねしんフリーローン1000	1000万円まで申込可能な大型のフリーローンです。お使い道が自由なので借入の一本化など「おまとめローン」としてご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
とねしんらくらくローン	お使い道が自由で、計画的な返済のローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500万円以内	10年以内

◆【事業者向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
創業支援融資制度	お客様の事業の進捗状況に合わせて、当初は毎月の約定返済なしに必要な時に必要な資金をご利用いただく当座貸越。その後、事業の進展に伴い毎月約定返済のある証書貸付で創業・第二創業を支援する商品です。	1,000万円以内	当座貸越は、融資後1年目の応当日以降に迎える決算日の4か月後まで証書貸付は10年以内
創業支援融資「はじめます！」	新事業を創業する方、創業まもない方を支援する日本政策金融公庫との協調融資商品です。		
あきない上手	新事業を創業する方、新事業に進出する方にご利用いただける「創業・新事業支援融資」です。	500万円以内	設備7年以内 運転5年以内
事業者カードローン	法人・個人事業主の方が事業資金にご利用いただけます。スピーディーで便利なカードローンです。	原則、無担保2,000万円以内	1年または2年（更新可）
事業者カードローンGライト	法人の事業資金をお得な保証料にてご利用いただけます。	500万円以内	1年または2年（更新可）
ビジネスオートローン	法人・個人事業主の方が業務用車両購入にご利用いただけます。	車両価格以内	5年以内
農機・工機ローン	農業用・工業用機械などのご購入にご利用いただけます。	5万円以上200万円以内 5万円以上500万円以内	5年以内 5年以内
おてがるローン	あらゆる資金ニーズをすばやくサポート。創業資金にもご利用いただけます。事業者様向けローン。農業経営者の方もご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	(当座貸越型) 法人は3年、法人代表者・個人事業主は1年（更新可） (証書貸付型) 10年以内
アグリサポート大地の恵み	農業経営に必要な資金として、運転資金、設備資金を原則無担保でご利用いただけます。	100万円以上 5,000万円以内	1年以上7年以内

商品ご利用にあたっての留意事項

- 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とするとご融資には融資利息のほかに保証料が必要となる場合がありますので、ご利用に際しては商品内容を窓口または担当者にお尋ねいただきご確認の上、お客さまの目的に適した商品をお選び下さい。
- ローンのお申込みについては、ご利用残高などに注意して、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。また、審査の結果お客さまのご希望にそえない場合があります。

◆内国為替業務

内 国 為 替	送金・振込	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などの金融機関へスピーディーで確実にご送金・お振込ができます。電信扱いと文書扱いがあります。
	代金取立	手形・小切手などをお取立てして、ご指定の預金口座にご入金いたします。

◆その他の業務・各種サービス

キャッシュサービス	カード1枚でご預金のお引出し、お預入れができてたいへん便利です。「とねしん」の本支店のほか、全国の提携金融機関でご利用いただけます。
デビットカードサービス	デビットカード加盟店で、端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のご利用代金等をお客さまの口座から即時に決済できます。
年金自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、恩給等その他の年金がお受取日に自動的にご指定の預金口座へ振込まれます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、税金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
為替自動振込サービス	家賃、月謝、仕送りなどをご指定日に自動的にご指定の預金口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
スイングサービス	普通預金と貯蓄預金の間で自動的な振替がご利用いただけます。
ファームバンキング ホームバンキング	オフィスや家庭に居ながら専用端末機を利用して、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
インターネット バンキング	お手持ちのパソコンから、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
アンサーサービス	お客さまの口座のお取引内容を、電話またはファクシミリでご連絡し、ご確認いただける便利なサービスです。
ファクシミリ振込サービス	お手持ちのファクシミリで、オフィスや家庭に居ながら簡単に振込・総合振込・給与振込などがご利用いただけます。
テレホンバンキング	残高照会、入出金明細照会や振込の手続きが、電話一本でもどこからでもご利用いただけます。お忙しい方や外出の少ない方には、とても便利なサービスです。個人の方のみご利用いただけます。
A T M 振込サービス	各店舗設置のATMにより全国の金融機関へお振込みができます。振込カードのご利用により、同じ振込先へ繰り返しご利用いただけます。
ネット口座振替 受付サービス	お手持ちの携帯電話またはパソコンから預金口座振替の手続きができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
携帯電子マネー チャージサービス	お手持ちの携帯電話からオンラインでお客さまの口座から出金して、電子マネーをチャージ（入金）することができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
でんさいサービス (電子記録債権サービス)	お手持ちのパソコン等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
しんきん健康サ ポートプラン	健康・医療・介護・栄養などについての電話相談サービスです。「とねしん」で年金をお受取りのお客さまおよびご家族の方がご利用いただけます。
クレジットカード	「しんきん VISA カード」・「しんきん JCB カード」・「セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード」などの各種クレジットカードの加入申込やキャッシングがご利用いただけます。また、加盟店のお申込みもお取り扱いしております。
純 金 積 立	毎月一定の金購入金額（毎月 3,000 円以上 1,000 円単位）を決めて、その金額を月中の営業日数で割った金額で毎日少しずつ金を購入することにより、金を積み立てていく商品です。
貸 金 庫	預金証書、権利証、有価証券、貴金属などの大切な財産を安全・確実に保管します。
夜 間 預 金 金 庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをご投入いただき、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。
外 国 通 貨 両 替	米ドルのほか、主要外国通貨の両替をお取り扱いしております。
外貨宅配サービス	三井住友銀行との提携により、米ドルやユーロなど3種類の外貨の品揃えで、便利な宅配サービスをご利用いただけます。
株式・出資金払込	会社設立のための株式（出資金）払込金や増資のお取り扱いをしております。
日本銀行歳入代理店	日本銀行歳入代理店として国税その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
群馬県および各指定市町村 収納代理金融機関	群馬県および各指定市町村の税金その他の収納金の収納事務をお取り扱いしております。
スポーツ振興くじ当選金 払い戻し（toto）	スポーツ振興くじ当選金の払戻業務をお取り扱いしております。（※本店のみお取り扱いしております。）

◆投資信託・公共債窓口販売業務

投資信託	多様化する資金ニーズにお応えできますよう各種商品をお取り扱いしております。
公共債	長期利付国債、中期利付国債、割引国債、個人向け国債、ぐんま県民債などの窓口販売をお取り扱いしております。

◆保険窓口販売業務

「定額個人年金保険」「医療保険」「がん保険」「終身保険」「定期保険」そして「傷害保険」「長期火災保険」「債務返済支援保険」と様々な商品をお取り扱いしております。詳しくはお近くの「とねしん」までお問合せください。

◆相談業務

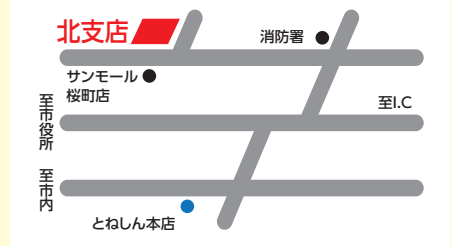
●【ゆうゆう休日相談】

とねしん北支店では地域金融機関として、地域への貢献度を高めると共に、お客様のニーズに積極的にお応えするため、毎週日曜日に休日相談を実施しております。住宅ローンのご相談・お申込みをはじめ、各種ローンのご相談・お申込みにご利用いただけます。また、年金や税務のご相談も承っております。皆様のご来店を心よりお待ちしております。

北支店 / 沼田市高橋場町2040-1
TEL / 0278-22-5656
日時 / 毎週日曜日 午前10:00～午後4:00

【相談項目・担当者】

- 住宅・・・毎週日曜日（当金庫職員）
- 消費者ローン・・・毎週日曜日（当金庫職員）
- 年金・・・毎週日曜日（当金庫年金担当者）
- 税務・・・毎年2月・3月の第二日曜日（顧問税理士）



●【年金相談】

◎年金窓口相談

とねしんでは全店の窓口で、年金制度のしくみ・見込額・受給手続きの方法など、年金に関する様々なご相談を承っております。

◎年金相談会

全営業店で定期的に「年金相談会」を開催しております。年金制度のしくみのご説明、受給資格の調査、ご請求手続きなど、お客様お一人おひとりにあったお手伝いをさせていただきます。



●【税務相談】

とねしん本店では、ご依頼をいただいたお客様を対象に税務相談を行っています。税務に関する様々なご相談を顧問税理士が承っております。
※ご利用の際は、事前に予約が必要となります。



主な手数料一覧

1. 為替手数料

平成 30 年 6 月末日現在

種 目	取 扱	同一店内宛	本 支 店 宛	他金融機関宛	
振込手数料	電 信 扱	3万円未満	216円	324円	648円
		3万円以上	432円	540円	864円
	文 書 扱	3万円未満	216円	324円	648円
		3万円以上	432円	540円	864円
為替自動振込	3万円未満		無料	216円	540円
	3万円以上		無料	324円	648円
送金手数料	電 信 扱		432円	864円	
	普 通 扱		432円	648円	
代金取立手数料	至 急 扱		1,080円		
	普 通 扱		864円		
	同一手形交換所内		216円 (小切手を除く)	216円	
				一律864円	
組戻手数料（送金・振込・取立手形）				(注) 864円超の実費を要する場合は、その実費とする。	
不渡手形返却料					
取立手形店頭呈示料					

(注) 一覧表にある為替手数料は、すべて1件または1通につきの金額です。

(注) 振込手数料同一店内宛は、本人宛および給与振込みを除きます。

2. ファーム・ホーム・テレホン・インターネットバンキング、ファクシミリ・ATM振込手数料

種 目	取 扱	同一店内宛	本 支 店 宛	他金融機関宛	
振込手数料	3万円未満(1件につき)	無料	108円	432円	
	3万円以上(1件につき)	無料	324円	648円	
ATM振込 (キャッシュカード扱い)	3万円未満(1件につき)	無料	108円	324円	
	3万円以上(1件につき)	無料	216円	540円	
インターネットバンキング	個人	3万円未満(1件につき)	無料	108円	324円
		3万円以上(1件につき)	無料	216円	540円
	法人	3万円未満(1件につき)	無料	108円	432円
		3万円以上(1件につき)	無料	324円	648円
基本利用料	ファーム・ホームバンキング		月額 1,080円		
	ファクシミリ振込				
	法人向けインターネットバンキング		月額 108円		
	個人向けインターネットバンキング				
パスワード生成機再発行手数料	個人向けインターネットバンキング		10,800円		

(注) インターネットバンキングの給与振込の手数料は本支店宛および他金融機関宛も含めて無料です。

3. でんさいサービス手数料

取 引 の 種 類	手数料1件あたり	
基本利用料	無料	
発生記録	当金庫宛	324円
	他行宛	540円
譲渡記録	当金庫宛	162円
	他行宛	270円
譲渡記録のうち割引によるもの(当金庫宛のみ)		162円
分割譲渡記録	当金庫宛	324円
	他行宛	540円
分割譲渡記録のうち割引によるもの(当金庫宛のみ)		324円
保証記録	324円	
変更記録(オンライン扱い) ※1	324円	
支払等記録(口座間送金決済以外) ※2	324円	
でんさい入金手数料(取立手数料) ※3	216円	
口座間送金決済中止手数料(強制執行等の場合を除く)		648円
支払不能情報照会(利用者、元利用者からの照会)		3,240円
開示手数料	通常開示(PCにて)	無料
	通常開示(書面にて)	648円
	特例開示(書面にて)	3,240円
残高証明書発行手数料	4,320円	

※1 発生させた「でんさい」の利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。

利害関係者が3名以上いる場合は、書面での変更が必要となり、別途手数料がかかります。

※2 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間決済で決済された場合は手数料はかかりません。

※3 「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。

4. ATM・CD利用手数料（お引き出し・当金庫のATM・CDをご利用の場合）

曜日	時間帯	当金庫カード	当金庫以外の信用金庫カード	他金融機関のカード	郵便貯金のカード
平日	8:30～8:45	無料	108円	216円	216円
	8:45～18:00	無料	無料	108円	108円
	18:00～21:00	無料	108円	216円	216円
土曜日	8:30～14:00	無料	無料	108円	108円
	14:00～19:00	無料	108円	216円	216円
日曜・祝祭日	8:30～19:00	108円	108円	216円	216円

(注) 1. ATMの入金手数料は、原則としてお引き出しと同様となります。(ただし、当金庫通帳・カードによる入金日は日曜・祝祭日も無料です)
2. ご利用時間および平日以外のご利用は、店舗により異なります。

5. その他手数料

種目	金額		
小切手 (1冊50枚綴)	648円		
約束手形 (1冊50枚綴)	864円		
マル専手形 (1枚)	540円		
為替手形 (2冊セット販売・1冊25枚綴)	864円		
マル専当座取扱手数料 (割賦販売通知書1枚につき)	3,240円		
自己宛小切手発行手数料	540円		
再発行手数料	預積金通帳・証書 (全預積金共通・盗難・罹災による再発行は無料)	1,080円	
	キャッシュカード (パスワード失念・盗難・罹災による再発行は無料) ローンカード (長期間の使用による劣化、利用頻度が高く破損しそうなカード等を回収条件とし無料)	1,080円	
不動産担保事務取扱手数料 (取扱1件につき)	新規設定・極度増額及びこれに準ずるもの	43,200円	
	極度増額を伴わない追加設定	21,600円	
	自己居住用不動産購入に係る担保設定	21,600円	
	不動産・建設業者の商品物件担保一部抹消	10,800円	
	(根) 抵当権の商品物件以外の一部抹消	5,400円	
証明書発行手数料 (自動発行を含む)	融資証明書 (農業委員会提出の承諾書を含む)	10,800円	
	融資利息証明書	540円	
	残高証明書 (注) 1証明で2葉となる場合は1通、2部発行依頼の場合は2通。 残高証明書 (お客様指定の用紙)	540円	
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	1,080円	
融資用紙代	信用金庫取引約定書 (1件)	540円	
	約束手形 (手形貸付) (1件)	540円	
	金銭消費貸借 (契約) 証書 (1件)	540円	
	(根) 抵当権設定契約証書	540円	
割引手形調査手数料	企業信用調査機関による照会の場合 (1件・利用料を含む)	1,620円	
	上記以外の場合 (1件・通信費を含む)	324円	
火災保険質権設定手数料 (1件)	1,080円		
条件変更手数料	証書貸付条件変更 (期限延長・元金変更・返済据置・金利引き下げ等 各1件)	5,400円	
固定金利特約手数料 (貸付実行時は無料)	5,400円		
繰り上げ返済手数料	全部繰上返済・一部繰上返済とも一律	5,400円	
	固定金利特約期間中 (消費者ローンを除く)	全額 32,400円 一部 21,600円	
貸金庫手数料	貸金庫	小型 (1年間分)	5,400円
		中型 (//)	10,800円
		大型 (//)	16,200円
	全自動貸金庫	小型 (1年間分)	16,200円
		中型 (//)	19,440円
		大型 (//)	22,680円
夜間預金金庫	使用料 (外扉鍵1個・入金袋3個/月額) (注) 毎年4月15日に1年分を一括徴収	1,080円	
	外扉 (投入口) 鍵 (1個追加/月額) 使用料とともに徴収	3,240円	
	専用入金袋 (1個追加/月額) 使用料とともに徴収	3,240円	
	専用入金帳	当座預金 (1冊100枚綴) 5,400円 普通預金 (1冊100枚綴) 5,400円	
株式・出資払込金取扱手数料 (取扱金額に応じて)	300万円未満	7,560円	
	300万円以上5,000万円未満	1,000分の2.5	
	5,000万円以上1億円未満	1,000分の1.5	
	1億円以上	1,000分の1.0	
国債保護預かり手数料 (1年間分)	1,296円		
順・逆スイング	54円		
両替手数料 (普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものを含む)	持込枚数または受取枚数のいずれか多い枚数	1～100枚	無料
		101～1,000枚	324円
		1,001～2,000枚	648円
		2,001枚以上	648円に、2,000枚を超える分1～1,000枚毎に324円を加算した金額
両替機両替手数料		1～100枚	無料
		101～300枚	100円
		301～500枚	200円
		501～1,000枚	300円
		1,001～1,300枚	400円
個人情報開示等請求手数料	基本的項目 (12項目) : 氏名 (カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、口座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目	324円	
		1,080円	



【利根郡昭和村 提供】



【沼田市 提供】

とねしんの状況

(資料編)

事業の概況	29
財務諸表	
貸借対照表	30
貸借対照表の注記	31
損益計算書	34
剰余金処分計算書	34
主要な事業の状況	36
業務純益・業務粗利益	36
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	36
受取利息及び支払利息の増減	36
役員取引等収支の内訳	37
その他業務収支の内訳	37
経費の内訳	37
諸比率	37
自己資本の状況	
自己資本の状況	38
パーセルⅢ第3の柱における 「自己資本の充実の状況について」	39
管理債権等の状況	
リスク管理債権の状況	43
金融再生法開示債権の状況	44
預金業務	
預金科目別残高	45
流動性預金・定期性預金等の平均残高	45
預金者別・会員会員外別残高	45
財形貯蓄残高	45
融資業務	
貸出金科目別残高	46
貸出金科目別平均残高	46
貸出金業種別内訳	46
会員会員外貸出金残高	46
貸出金使途別内訳	47
消費者ローン・住宅ローン残高	47
貸出金担保別内訳	47
代理貸付残高の内訳	47
債務保証残高の内訳	47
債務保証見返の担保別内訳	47
その他業務	
有価証券の種類別残高	48
有価証券の種類別平均残高	48
有価証券の残存期間別残高	48
有価証券の時価情報	48
金銭の信託の時価情報	48

【利根郡みなかみ町 提供】

【利根郡片品村 提供】

事業の概況

1. 事業方針

当金庫は、地域密着に徹した活動を強化継続して、信用金庫の基本理念に則った健全経営を押し進めて行くため、平成27年度より新長期経営計画「しんきんスクラム強化3か年計画」～独自性発揮による地域の成長と価値創生をめざして～をスタートさせました。「果敢に挑戦していく決意のもと、当金庫の独自性・特性を活かしなが、お客様や地域の成長・発展等に資する取り組みを推進していくことにより、当金庫の存在意義を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指す」を経営理念として活動してまいりました。

これらを実現していくための具体的施策として以下の4点の基本方針について取り組んでまいりました。

(1) 支援力・営業基盤の強化

独自性・特性を活かした取り組みを通じて、主体的に地域内の様々な課題を解決していくことにより、安心できる金融機関として、信頼度を高めていく。

(2) 経営力・内部態勢の強化

経営の透明性の向上、経営の健全性の確保、内部管理態勢の整備等を図っていくことにより、安心できる金融機関として、信頼度を高めていく。

(3) 組織力・人材力の強化

知識・ノウハウ等を共有化することにより人材の育成を図るほか、活き活きと働くことができる組織風土を醸成していくことにより、相談しやすい金融機関として、好感度を高めていく。

(4) つなぐ力・総合力の発揮

信用金庫の持つ「つなぐ力」の発揮、業界の総合力の発揮に努めていくことにより、地域との共生を目指す金融機関として、地域との一体感を高めていく。

また、当金庫が地域社会のつなぎ役となり、企業や住民の皆様から愛される存在となるための新たな中長期的経営ビジョン・ビジネスモデルを策定いたしました。

○中長期的経営ビジョン

「地域ファースト/お客様ファースト」

～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～

○ビジネスモデル

<地域密着型金融の徹底と強化>

1. 地域密着型に注力し、顧客との対話により親交を深め、収集した情報・人脈を活用し顧客ニーズに応える。
2. 新規先、既存先、創業者等すべての顧客に対し事業内容や成長可能性などを適切に評価し積極的に関与していく。
3. 販路拡大の支援、事業承継の支援、各種公的支援制度等の紹介・提案を積極的に行い、新たな資金ニーズを発掘する。
4. 地域経済の再生・活性化に資するべく創業・第二創業対策等に積極的に取り組む。
5. 事業性評価を重視し担保・保証に過度に依存しない融資を推進する。
6. 適切な事業性評価や顧客のニーズに応じた提案や課題解決のできる専門知識を有した人材を育成する。

2. 経済金融環境

わが国経済は、アベノミクスの取り組みに加え、好調な米国経済などに支えられ、マクロでは緩やかな回復基調を続けており、大企業を中心に業況は明るさを増してきております。その一方で、地域経済の担い手である中小企業は、業況に改善の兆しがみられるものの、少子高齢化や人口減少といった構造的な問題の影響を受け、人手不足、後継者問題が深刻化するなど、多くの経営課題に直面しております。海外情勢に目を転じると、米国の経済政策の方向性や英国のEU離脱交渉の行方、北朝鮮情勢などの不確実性が高まっており、わが国経済の先行き不透明感が増幅しております。

こうした中、政府は働き方改革等に取り組みとともに、昨年12月には、直面する少子高齢化対策として、教育無償化等の人づくり革命と生産性革命を柱とする「新しい経済政策パッケージ」を決定いたしました。

金融面では、日本銀行のマイナス金利政策や他金融機関との競争激化により、預貸金利鞘は縮小を続けております。また、ゆうちょ銀行の預入限度額や業務規制の見直し、異業種の銀行業務へのさらなる参入の動きがあるなど、信用金庫の収益環境は、今後より一層厳しいものとなっていくことが予想されます。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今年度においても、様々な環境変化を見据えながらビジネスモデルの徹底を図り、地域における課題解決力の一層の強化に努めるとともに、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げて邁進してまいります。

3. 業績

○預金

相続に伴う預金の流出などが影響し、定期性預金は減少したものの、公的年金の積極的な推進等もあり流動性預金は順調に増加いたしました。

その結果、期末預金残高は対前期989百万円増加の169,856百万円(増加率0.58%)、期中平均残高は4,816百万円増加の175,859百万円(増加率2.81%)となりました。

○貸出金

貸出先数は減少したものの、貸出金額は増加いたしました。

「新規・肩代わり資金」等の積極的な取り組みによって事業性資金が313百万円増加、個人向けの貸出が65百万円増加したほか、地公体向け等の貸出が409百万円増加いたしました。その結果、期末貸出金額は対前期787百万円増加の90,573百万円(増加率0.87%)、期中平均残高は1,362百万円減少の89,063百万円(減少率1.50%)となりました。

○収益面

經常収益	2,828百万円	前期比	0.8百万円減	減少率	0.03%
經常費用	2,407百万円	前期比	52百万円減	減少率	2.14%
經常利益	421百万円	前期比	51百万円増	増加率	14.02%
当期純利益	385百万円	前期比	11百万円減	減少率	2.95%

○自己資本比率

当期 10.67% 前期 10.59% 前期比 0.08ポイント増加

4. 業界の課題

信用金庫業界を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、中小企業数の減少等に加え、日本銀行のマイナス金利政策等によって、かつてないほど厳しいものとなっております。このような中、持続可能なビジネスモデルを構築していくためには、将来性ある事業者の発掘と事業性評価を推進し、支援を行っていくことが肝要であります。これまで以上にコンサルティング機能を強化し、お客様の属性やニーズに応じてお客様との対話を重視した課題解決型金融の取り組みを着実に推進してまいります。

地方創生の実現には、地域の状況をよりきめ細かく把握し、地域活性化に資する取り組みを推進していく必要があります。地域資源の活用、地域産業の活性化に貢献すべく、人・モノ・金・情報の集約および活用に向けたコーディネーター役としての機能を強化してまいります。

また、地方創生を推進するためには、地方公共団体をはじめ、中小企業関係機関、外部専門家などとの連携が欠かせません。当金庫では、こうした外部機関等との接点を増やし、関係を強化するとともに、中小企業に対して最適な各種公的支援制度の活用を提案していく態勢を一層強化してまいります。

個人のお客様に対するライフサポーター機能の発揮も重要となります。資産形成をはじめとするお客様の幅広いニーズに対し、ふさわしい金融商品・金融サービスを提案・提供しながらお客様の最善の利益を図っていく業務運営こそが、地域と共生する当金庫にとってのベスト・プラクティスであります。お客様の一層の信頼と期待に応えるべく引き続き取り組みを強化してまいります。

インターネット利用の拡大、サイバー攻撃の高度化などに伴い、サイバー空間からの攻撃が金融システムの安定に影響を及ぼしかねない状況となっております。信用金庫業界においても、サイバー攻撃に対する防御対策・緊急時対応等が求められているところであり、当金庫におきましても、サイバーセキュリティ強化に向けた一層の態勢整備を図ってまいります。

信用金庫の最大の経営資源は「人」であり、これからも地域金融機関としての役割を果たすためには、信用金庫の理念を実践する職員の育成が重要となります。専門能力・スキルの向上はもとより、お客様満足度の向上や地域社会の発展への意欲と情熱、使命感を持ち、自ら考え行動することができる「信用金庫人」の育成に、これまで以上に力を注いでまいります。

また、当金庫とお客様との信頼関係をより一層醸成するためには、従業員が一体となって、法令等遵守態勢・利用者保護態勢を整備・強化していくことが重要となります。不祥事件の未然防止・早期発見、反社会的勢力の排除に引き続き取り組み、健全かつ適切な業務運営を行ってまいります。

当金庫は、事業性評価の更なる推進等による中小企業支援に向けた取り組みに注力するとともに、内部管理体制の充実、利用者保護態勢の強化に努めることにより、地元の負託に応え地域経済の中枢を担う「とねしん」として邁進していく所存であります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
(資 産 の 部)		
現 金	2,555	2,482
預 け 金	25,658	24,073
買入金銭債権	9	156
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	59,519	61,450
国 債	5,143	5,108
地 方 債	7,949	7,789
短 期 社 債	—	—
社 債	21,519	20,066
株 式	921	1,265
その他の証券	23,984	27,220
貸 出 金	89,786	90,573
割 引 手 形	205	186
手 形 貸 付	4,121	4,631
証 書 貸 付	83,109	82,817
当 座 貸 越	2,350	2,938
そ の 他 資 産	1,239	1,252
未 決 済 為 替 貸	23	29
信 金 中 金 出 資 金	829	829
前 払 費 用	—	0
未 収 収 益	215	217
未 収 還 付 法 人 税 等	55	53
そ の 他 の 資 産	115	122
有 形 固 定 資 産	1,500	1,505
建 物	326	302
土 地	1,016	1,016
リ ー ス 資 産	3	1
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	153	184
無 形 固 定 資 産	67	73
ソ フ ト ウ ェ ア	0	6
その他の無形固定資産	66	66
前 払 年 金 費 用	—	7
債 務 保 証 見 返	58	39
貸 倒 引 当 金	△ 1,876	△ 1,761
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,748)	(△ 1,672)
資 産 の 部 合 計	178,519	179,852

(単位：百万円)

科 目	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	168,866	169,856
当 座 預 金	928	991
普 通 預 金	60,538	64,303
貯 蓄 預 金	873	889
通 知 預 金	163	132
定 期 預 金	98,672	96,288
定 期 積 金	6,992	6,981
そ の 他 の 預 金	698	269
借 用 金	—	—
そ の 他 負 債	228	289
未 決 済 為 替 借	29	42
未 払 費 用	27	14
給 付 補 填 備 金	4	4
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	59	32
払 戻 未 済 金	0	0
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	40	36
リ ー ス 債 務	3	1
資 産 除 去 債 務	16	16
そ の 他 の 負 債	47	140
賞 与 引 当 金	23	23
退 職 給 付 引 当 金	45	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	103	122
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14	57
偶 発 損 失 引 当 金	38	48
繰 延 税 金 負 債	139	135
債 務 保 証	58	39
負 債 の 部 合 計	169,519	170,571
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	516	518
普 通 出 資 金	516	518
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	7,680	8,050
利 益 準 備 金	523	523
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,157	7,527
特 別 積 立 金	4,457	4,461
(とねしんふるさと基金)	(7)	(11)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,699	3,065
処 分 未 済 持 分	—	—
会 員 勘 定 合 計	8,197	8,569
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	802	711
評 価 ・ 換 算 差 額 金 等 合 計	802	711
純 資 産 の 部 合 計	9,000	9,281
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	178,519	179,852

(注) 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～47年
その他：3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,813百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（平成29年3月31日現在）
年金資産の額 1,634,392百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,793,308百万円
差引額 △158,915百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成29年3月分）
0.2031%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額2,857百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は234百万円、延滞債権額は7,220百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は325百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,781百万円であります。
なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は186百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 3百万円
有価証券 112百万円
担保資産に対応する債務
預金 56百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,025百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額8,946円54銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程等及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会において市場リスク（金利リスク・為替リスク・価格変動リスク）を管理しております。
市場リスク管理規程及び方針において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された方針に基づき、必要に応じ理事

会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはコンプライアンス統括部兼リスク管理統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成30年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で1,104百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	24,073	24,116	43
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,169	7,800	631
其他有価証券	54,264	54,264	—
(3) 貸出金（*1）	90,573		
貸倒引当金（*2）	△1,761		
	88,812	91,102	2,290
金融資産計	174,319	177,284	2,965
(1) 預金積金（*1）	169,856	169,868	11
金融負債計	169,856	169,868	11

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、取引金融機関から提示された価格、または市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金

融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から28. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	17
合 計	17

(*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	20,023	3,050	—	1,000
有価証券				
満期保有目的の債券	1,299	600	2,383	2,886
其他有価証券のうち満期があるもの	1,928	16,703	13,680	10,028
貸出金（*2）	16,225	30,230	23,160	15,220
合 計	39,476	50,583	39,223	29,135

(*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	157,969	10,324	81	244

(*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,942	2,199	256
	その他	5,026	5,407	381
	小 計	6,969	7,607	638
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	200	193	△6
	小 計	200	193	△6
合 計		7,169	7,800	631

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	810	672	137
	債券	29,491	28,600	890
	国債	5,108	4,900	208
	地方債	7,789	7,500	289
	短期社債	—	—	—
	社債	16,592	16,199	393
	その他	13,083	12,546	537
	小 計	43,385	41,819	1,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	438	475	△ 37
	債券	1,530	1,538	△ 7
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,530	1,538	△ 7
	その他	8,910	9,447	△ 537
	小 計	10,879	11,461	△ 582
合 計		54,264	53,280	983

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	139	71	—
債券	311	5	—
その他	1,843	32	74
合 計	2,294	108	74

28. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,280百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,354百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,000 百万円
減価償却費損算入限度超過額	32
有価証券償却	95
固定資産の減損損失	23
役員退職慰労引当金	33
睡眠預金払戻損失引当金	15
偶発損失引当金	13
その他	36
繰延税金資産小計	2,251
評価性引当額	△ 2,112
繰延税金資産合計	139
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	272
その他	2
繰延税金負債合計	274
繰延税金資産（負債）の純額	(135) 百万円

●役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、常勤役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給方法

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	157

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」90百万円、「賞与」15百万円、「退職慰労金」51百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、平成29年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
経 常 収 益	2,829,463	2,828,582
資 金 運 用 収 益	2,339,447	2,373,475
貸 出 金 利 息	1,497,972	1,416,698
預 け 金 利 息	65,631	37,916
有 価 証 券 利 息 配 当 金	756,888	897,752
そ の 他 の 受 入 利 息	18,954	21,108
役 務 取 引 等 収 益	210,971	203,923
受 入 為 替 手 数 料	109,342	108,883
そ の 他 の 役 務 収 益	101,628	95,039
そ の 他 業 務 収 益	125,577	47,094
外 国 為 替 売 買 益	126	—
国 債 等 債 券 売 却 益	111,883	33,716
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	13,568	13,378
そ の 他 経 常 収 益	153,467	204,088
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	58,571
償 却 債 権 取 立 益	33,529	50,634
株 式 等 売 却 益	62,444	74,608
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	57,494	20,274
経 常 費 用	2,459,795	2,407,070
資 金 調 達 費 用	55,214	38,381
預 金 利 息	52,306	36,264
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	2,703	1,931
借 用 金 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	203	185
役 務 取 引 等 費 用	133,654	138,226
支 払 為 替 手 数 料	34,396	33,935
そ の 他 の 役 務 費 用	99,258	104,290
そ の 他 業 務 費 用	24,768	74,890
外 国 為 替 売 買 損	—	316
国 債 等 債 券 売 却 損	24,348	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	74,520
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	420	54
経 常 費 用	2,031,737	2,055,528
人 件 費	1,402,250	1,458,592
物 件 費	603,685	572,406
税 金	25,802	24,530
そ の 他 経 常 費 用	214,420	100,043
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	62,677	—
貸 出 金 償 却	151,728	26,282
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	39
そ の 他 の 経 常 費 用	14	73,721
経 常 利 益	369,667	421,511

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
特 別 利 益	116	261
固 定 資 産 処 分 益	—	150
そ の 他 の 特 別 利 益	116	111
特 別 損 失	21,657	4,263
固 定 資 産 処 分 損	357	4,263
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	21,300	—
税 引 前 当 期 純 利 益	348,125	417,510
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,928	2,078
法 人 税 等 調 整 額	△ 66,955	30,027
当 期 純 利 益	397,152	385,403
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	2,281,188	2,680,175
と ね し ん ぶ る さ と 基 金 積 立 金 取 崩 額	21,300	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,699,640	3,065,578

(注) 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 372円32銭

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,699,640,875	3,065,578,377
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
計	2,699,640,875	3,065,578,377
剰 余 金 処 分 額	19,465,744	19,522,408
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	15,465,744	15,522,408
(配 当 率)	(年 3%)	(年 3%)
特 別 積 立 金	4,000,000	4,000,000
う ち 目 的 積 立 金 (と ね し ん ぶ る さ と 基 金)	(4,000,000)	(4,000,000)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	2,680,175,131	3,046,055,969

平成 28 年度及び 29 年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第 3 8 条の 2 第 3 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成 29 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 30 年 6 月 22 日

利根郡信用金庫
理事長

峯川 卓美

監査報告書（監査報告書は決算関係書類に対するものであります）

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

謄本

利根郡信用金庫
理事会 御中

平成 30 年 5 月 23 日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 正貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、利根郡信用金庫の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書 謄本

監査報告書

謄本

私たち監事は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第 23 条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理基本方針）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第 33 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議「内部管理基本方針」の内容は相当であると認めます。

また、当該内部管理基本方針に関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

利根郡信用金庫

常勤監事 堀内 静男 ㊞

監事 高井 英昭 ㊞

監事 秋元 良介 ㊞

(注) 監事 高井 英昭は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事であります。

●主要な事業の状況（直近の5事業年度）

（単位：百万円、千口）

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益	3,480	3,679	3,129	2,829	2,828
経常利益	319	542	515	369	421
当期純利益	305	483	499	397	385
出資総額	516	516	515	516	518
出資総口数	1,032	1,032	1,030	1,033	1,037
純資産額	7,629	8,557	8,881	9,000	9,281
総資産額	173,528	176,836	179,307	178,519	179,852
預金積金残高	164,835	167,172	169,433	168,866	169,856
貸出金残高	88,380	90,889	93,406	89,786	90,573
有価証券残高	50,116	52,486	54,304	59,519	61,450
単体自己資本比率	9.93%	10.66%	11.03%	10.59%	10.67%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	15円	15円	24円	14円	14円
役員数	11人	11人	11人	11人	11人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	6人	6人
職員数	216人	217人	205人	198人	190人
会社員数	17,105人	16,977人	16,939人	16,912人	16,874人

●業務純益・業務粗利益

（単位：千円）

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
資金運用収支	2,284,233	2,335,094
資金運用収益	2,339,447	2,373,475
資金調達費用	55,214	38,381
役員取引等収支	77,316	65,697
役員取引等収益	210,971	203,923
役員取引等費用	133,654	138,226
その他業務収支	100,808	△ 27,796
その他業務収益	125,577	47,094
その他業務費用	24,768	74,890
業務粗利益	2,462,358	2,372,995
業務粗利益率	1.39%	1.31%
業務純益	498,483	369,026

- ◆業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

（単位：千円、%）

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	177,582,223	2,339,447	1.31	181,703,710	2,373,475	1.30
貸出金	90,426,642	1,497,972	1.65	89,063,779	1,416,698	1.59
預け金	30,732,389	65,631	0.21	31,772,668	37,916	0.11
有価証券	55,572,973	756,888	1.36	59,979,849	897,752	1.49
資金調達勘定	171,089,912	55,214	0.03	175,899,501	38,381	0.02
預金積金	171,042,993	55,010	0.03	175,859,931	38,195	0.02
借入金	—	—	—	—	—	—
資金運用収支	2,284,233			2,335,094		

- ◆資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成 28 年度 41 百万円、平成 29 年度 45 百万円）を控除して表示しております。
◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	11,396	△ 162,015	△ 150,618	42,183	△ 10,309	31,873
うち貸出金	△ 13,993	△ 76,552	△ 90,545	△ 23,814	△ 57,459	△ 81,274
うち預け金	△ 9,961	△ 63,558	△ 73,519	2,126	△ 29,841	△ 27,715
うち有価証券	35,351	△ 21,904	13,446	63,871	76,991	140,863
支払利息	—	△ 7,755	△ 7,755	1,551	△ 18,366	△ 16,814
うち預金積金	—	△ 7,755	△ 7,755	1,551	△ 18,366	△ 16,814
うち借入金	—	—	—	—	—	—

- ◆残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
役 務 取 引 等 収 益	210,971	203,923
受 入 為 替 手 数 料	109,342	108,883
そ の 他 の 受 入 手 数 料	101,628	95,039
役 務 取 引 等 費 用	133,654	138,226
支 払 為 替 手 数 料	34,396	33,935
そ の 他 の 支 払 手 数 料	1,582	1,937
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	97,676	102,353
役 務 取 引 等 収 支	77,316	65,697

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
そ の 他 業 務 収 益	125,577	47,094
外 国 為 替 売 買 益	126	—
国 債 等 債 券 売 却 益	111,883	33,716
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	13,568	13,378
そ の 他 業 務 費 用	24,768	74,890
外 国 為 替 売 買 損	—	316
国 債 等 債 券 売 却 損	24,348	—
国 債 等 債 券 償 還 損	—	74,520
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	420	54
そ の 他 業 務 収 支	100,808	△ 27,796

●経費の内訳

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
人 件 費	1,402,250	1,458,592
報 酬 給 料 手 当	1,086,762	1,163,584
退 職 給 付 費 用	140,174	87,304
そ の 他	175,313	207,703
物 件 費	603,685	572,406
事 務 費	233,007	230,448
固 定 資 産 費	121,044	114,973
事 業 費	61,871	66,020
人 事 厚 生 費	30,220	24,073
固 定 資 産 償 却	86,701	74,403
そ の 他	70,840	62,487
税 金	25,802	24,530
合 計	2,031,737	2,055,528

●諸比率

(単位：%)

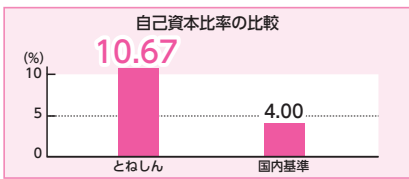
	平成 28 年度	平成 29 年度
預 貸 率 (期 末)	53.17	53.32
" (期 中 平 均)	52.86	50.64
預 証 率 (期 末)	35.24	36.17
" (期 中 平 均)	32.49	34.10
資 金 運 用 利 回	1.31	1.30
資 金 調 達 原 価 率	1.20	1.16
総 資 金 利 鞘	0.11	0.14
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.22
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.22	0.20

◆ 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質を示す非常に重要な指標の一つで、自己資本比率が高いほど安全性が高いこととなります。平成10年4月から導入された早期是正措置では、国内業務のみを取り扱う金融機関は、自己資本比率が4%を下回ると、金融当局による行政措置が発動されることとなります。当金庫の自己資本比率は10.67%（前年度10.59%）と国内基準4%の2倍強の高い安全性を確保しています。



とねしんの自己資本比率は

$$\frac{\text{自己資本の額 (ハ)}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)}} = 10.67\%$$

(平成30年3月末現在)

(単位：百万円)

項目	平成28年度	経過措置による 不算入額	平成29年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,182		8,554	
うち、出資金及び資本剰余金の額	516		518	
うち、利益剰余金の額	7,680		8,050	
うち、外部流出予定額 (△)	15		15	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	127		89	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	127		89	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格引当金調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,309		8,643	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	67	—	73	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	67	—	73	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	17	—	10	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	7	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84		91	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,224		8,552	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセット等の額の合計額	72,773		75,442	
資産（オン・バランス）項目	72,353		74,802	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,995		△2,670	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第6項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△2,995		△2,670	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	363		573	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	51		59	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	5		6	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,860		4,636	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	77,633		80,078	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.59%		10.67%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

パーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定性的な開示事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目で構成されています。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・日本格付投資情報センター (R & I)
- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ (S & P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引に該当するものは、投資信託の内訳の一部のみであり、含まれるリスクの影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものがすべてであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・日本格付投資情報センター (R & I)
- ・日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ (S & P)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考へ、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、同基準に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、リスク管理委員会と協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「ラダー計算方式」

・コア預金

対象：流動性預金全般 (当座、普通、貯蓄等)

算定方法：現残高の50%相当額

満期：5年以内 (平均2.5年)

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値

・リスク計測の頻度

月次

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定量的な開示事項〉

- (1) 自己資本の構成に関する事項 38 ページ参照
 (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	72,773	2,910	75,442	3,017
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	75,164	3,006	77,141	3,085
(i) ソブリン向け	1,090	43	907	36
(ii) 金融機関向け	9,670	386	9,710	388
(iii) 法人等向け	32,338	1,293	34,576	1,383
(iv) 中小企業等・個人向け	8,652	346	8,041	321
(v) 抵当権付住宅ローン	2,006	80	2,262	90
(vi) 不動産取得等事業向け	2,802	112	3,560	142
(vii) 3ヵ月以上延滞等	1,136	45	1,162	46
(viii) 取立未済手形	4	0	5	0
(ix) 信用保証協会等による保証付	492	19	324	12
(x) 出資等	2,737	109	4,176	167
(xi) 上記以外	14,232	569	12,413	496
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,355	294	5,719	228
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,096	43	1,047	41
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	373	14	322	12
上記以外のエクスポージャー	5,406	216	5,323	212
②証券化エクスポージャー	1	0	151	6
③複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	182	7	180	7
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,995	△ 119	△ 2,670	△ 106
⑤オフ・バランス取引等	363	14	573	22
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	51	2	59	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	5	0	6	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	4,860	194	4,636	185
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	77,633	3,105	80,078	3,203

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公営企業等金融機構、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く) イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		28 年度		29 年度		28 年度		29 年度			
		28 年度	29 年度	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	28 年度	29 年度	デリバティブ取引	28 年度	29 年度	28 年度
国 内	164,723	181,432	131,104	149,850	33,619	31,581	—	—	2,037	1,918	
国 外	15,093	17,583	—	500	15,093	17,083	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	179,817	199,015	131,104	150,350	48,713	48,665	—	—	2,037	1,918	
製 造 業	5,162	5,710	4,462	4,910	699	799	—	—	109	104	
農 ・ 林 業	424	499	424	499	—	—	—	—	—	—	
漁 業	6	5	6	5	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	260	251	260	251	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	3,879	4,167	3,879	3,967	—	200	—	—	211	188	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,460	4,613	959	1,213	2,500	3,400	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	1,011	1,340	108	438	903	901	—	—	0	0	
運 輸 業、 郵 便 業	4,706	2,300	848	692	3,858	1,608	—	—	—	—	
卸 売 業、 小 売 業	10,211	9,834	8,601	8,325	1,609	1,508	—	—	279	260	
金 融 ・ 保 険 業	56,880	55,037	35,349	33,602	21,531	21,435	—	—	—	—	
不 動 産 業	9,842	11,542	8,021	9,223	1,820	2,319	—	—	81	57	
物 品 賃 貸 業	11	10	11	10	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	91	62	91	62	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業	5,362	5,104	5,362	5,104	—	—	—	—	371	356	
飲 食 業	1,257	1,164	1,257	1,164	—	—	—	—	47	43	
生活関連サービス業、娯楽業	3,255	3,235	3,255	3,235	—	—	—	—	296	271	
教育、学習支援業	464	336	464	336	—	—	—	—	—	—	
医 療、 福 祉	3,441	3,198	3,441	3,198	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	7,198	6,983	7,098	6,883	99	99	—	—	453	429	
国・地方公共団体等	29,666	30,298	17,081	17,813	12,584	12,485	—	—	—	—	
個 人	17,829	18,027	17,829	18,027	—	—	—	—	187	206	
そ の 他	15,391	35,289	12,286	31,384	3,104	3,904	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	179,817	199,015	131,104	150,350	48,713	48,665	—	—	2,037	1,918	
1 年 以 下	35,823	37,743	31,717	34,527	4,105	3,215	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	26,845	28,437	19,666	21,716	7,178	6,721	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	22,487	21,706	14,811	11,564	7,675	10,141	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	17,109	16,675	9,237	9,540	7,872	7,135	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	22,437	22,200	12,705	13,634	9,731	8,566	—	—	—	—	
10 年 以 上	30,105	29,106	17,955	16,220	12,150	12,885	—	—	—	—	
期 間 別 合 計	25,009	43,146	25,009	43,146	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	179,817	199,015	131,104	150,350	48,713	48,665	—	—	—	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業区分の大分類に準じて記載しております。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金							
	期首残高		期中増減額		期末残高		貸出金償却	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
製 造 業	92	90	△ 2	73	90	163	—	—
農 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	241	244	2	△ 22	244	221	—	3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	0	0	△ 0	0	—	—	—
卸売業、小売業	145	135	△ 10	△ 17	135	117	5	5
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	313	340	27	△ 32	340	308	16	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,505	446	△ 1,059	△ 25	446	420	128	—
飲食業	139	171	32	△ 10	171	160	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	56	55	△ 1	△ 7	55	47	—	9
教育、学習支援業	5	6	0	△ 1	6	5	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	219	212	△ 6	△ 23	212	188	—	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	54	46	△ 8	△ 8	46	37	0	4
合 計	2,773	1,748	△ 1,024	△ 76	1,748	1,672	151	26

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 28 年度		平成 29 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	434	40,149	432	58,052
10%	—	13,600	—	9,673
20%	7,882	40,201	7,779	39,428
35%	—	5,754	—	6,510
50%	9,782	1,492	10,631	3,391
70%	—	4,600	—	4,300
75%	—	10,150	—	9,799
100%	2,308	41,891	3,905	44,068
150%	—	150	—	228
200%	—	199	—	—
250%	—	1,070	—	813
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小 計	20,407	159,261	22,749	176,266
合 計	179,669		199,015	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減方法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,906	5,816	6,484	7,251	—	—
①ソブリン向け		—	—	2,350	2,071	—	—
②金融機関向け		—	—	451	448	—	—
③法人等向け		2,993	3,984	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		1,796	1,705	3,546	4,539	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		7	2	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等		—	—	0	16	—	—
⑧上記以外		109	124	134	175	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	74	101

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①派生商品取引合計	130	308	130	308
(i) 外国為替関連取引	126	205	126	205
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	3	13	3	13
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	89	—	89
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	130	308	130	308

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
イ. オリジネーターの場合 該当する取引はありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	9	—	156	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	9	—	6	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iv) その他	—	—	150	—

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	9	—	6	—	0	—	0	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	150	—	—	—	6	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4 %
2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,027	1,027	1,371	1,371
非 上 場 株 式 等	848	—	848	—
合 計	1,875	1,027	2,219	1,371

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
売 却 益	62	71
売 却 損	—	—
償 却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成 28 年度	平成 29 年度
評 価 損 益	135	121

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区 分	運 用 勘 定		区 分	調 達 勘 定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 28 年度	平成 29 年度
貸 出 金	502	994	定 期 性 預 金	31	176
有 価 証 券 等	351	627	要 求 払 預 金	148	427
預 け 金	21	59	そ の 他	—	—
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	179	603
そ の 他	—	4			
運 用 勘 定 合 計	874	1,684			
銀行勘定の金利リスク	695	1,081			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば、貸出金、有価証券、預金等) が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセントレベル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク (1,081百万円) = 運用勘定の金利リスク量 (1,684百万円) - 調達勘定の金利リスク量 (603百万円)

管理債権等の状況

1. リスク管理債権の状況

リスク管理債権の手当は、万全です！

平成30年3月末において、当金庫の破綻先債権は2億34百万円、延滞債権は72億20百万円、貸出条件緩和債権は3億25百万円、合計77億81百万円となっております。リスク管理債権合計額77億81百万円のうち、担保・保証等により42億76百万円が保全されており、また、債権ごと個々に積んでいる引当金が16億91百万円あり、リスク管理債権に対する保全率は76.69%と高い水準にあります。

さらに、信用金庫の自己資本ともいえる会員勘定に、特別積立金44億61百万円（うち目的積立金11百万円）を積み立てておりますので、当金庫のリスク管理債権に対する備えは万全となっております。

「とねしん」は、今後も経営管理体制を充実させ、リスク管理を徹底し、皆様に安心してお取引いただける健全な経営体質の構築に努めます。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	
破綻先債権	平成28年度	260	190	70	100.00
	平成29年度	234	174	60	100.00
延滞債権	平成28年度	7,378	4,212	1,678	79.84
	平成29年度	7,220	3,938	1,611	76.86
3ヵ月以上延滞債権	平成28年度	20	19	1	100.00
	平成29年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成28年度	349	184	30	61.38
	平成29年度	325	163	18	55.91
合計	平成28年度	8,009	4,606	1,780	79.74
	平成29年度	7,781	4,276	1,691	76.69

※比率は円単位で計算しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

2. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法に基づく資産の査定結果

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づき、資産の査定結果について以下のとおり開示いたします。

なお、ここでいう債権には貸出金以外の債権も含まれておりますので、「リスク管理債権（貸出金のみ対象）」とは合計額が異なります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

		開示残高 (A)	保全額 (B)		保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)	
			担保・保証等 による回収見 込額 (C)	貸倒引当金 (D)			
金融再生法上の不良債権	平成 28 年度	8,014	6,393	4,612	1,780	79.78	52.36
	平成 29 年度	7,784	5,970	4,279	1,691	76.70	48.24
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成 28 年度	2,209	2,209	1,824	384	100.00	100.00
	平成 29 年度	1,899	1,899	1,563	336	100.00	100.00
危険債権	平成 28 年度	5,434	3,946	2,582	1,364	72.63	47.84
	平成 29 年度	5,559	3,888	2,552	1,335	69.95	44.43
要管理債権	平成 28 年度	370	237	205	31	64.13	19.33
	平成 29 年度	325	182	163	18	55.91	11.56
正 常 債 権	平成 28 年度	81,910	※比率は円単位で計算しています。				
	平成 29 年度	82,904					
合 計	平成 28 年度	89,924					
	平成 29 年度	90,689					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

3. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成 28 年度				平成 29 年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	178	127	—	178	127	127	89	—	127	89
個別貸倒引当金	2,773	1,748	1,137	1,635	1,748	1,748	1,672	56	1,692	1,672
合 計	2,951	1,876	1,137	1,813	1,876	1,876	1,761	56	1,820	1,761

4. 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度
貸 出 金 償 却 額	151,728	26,282

預金業務

●預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	928	0.5	991	0.5
普 通 預 金	60,538	35.8	64,303	37.8
貯 蓄 預 金	873	0.5	889	0.5
通 知 預 金	163	0.0	132	0.0
そ の 他 の 預 金	698	0.4	269	0.1
定 期 預 金	98,672	58.4	96,288	56.6
（ 固 定 金 利 定 期 預 金 ）	(98,608)	(58.3)	(96,227)	(56.6)
（ 変 動 金 利 定 期 預 金 ）	(63)	(0.0)	(61)	(0.0)
（ そ の 他 定 期 預 金 ）	—	—	—	—
定 期 積 金	6,992	4.1	6,981	4.1
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	168,866	100.0	169,856	100.0

●流動性預金、定期性預金等の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	62,155	36.3	65,189	37.0
定 期 性 預 金	108,600	63.4	110,386	62.7
そ の 他 の 預 金	286	0.1	284	0.1
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	171,042	100.0	175,859	100.0

◆流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金 ◆定期性預金＝定期預金＋定期積金

◆その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●預金者別・会員会員外別残高

(単位：百万円、%)

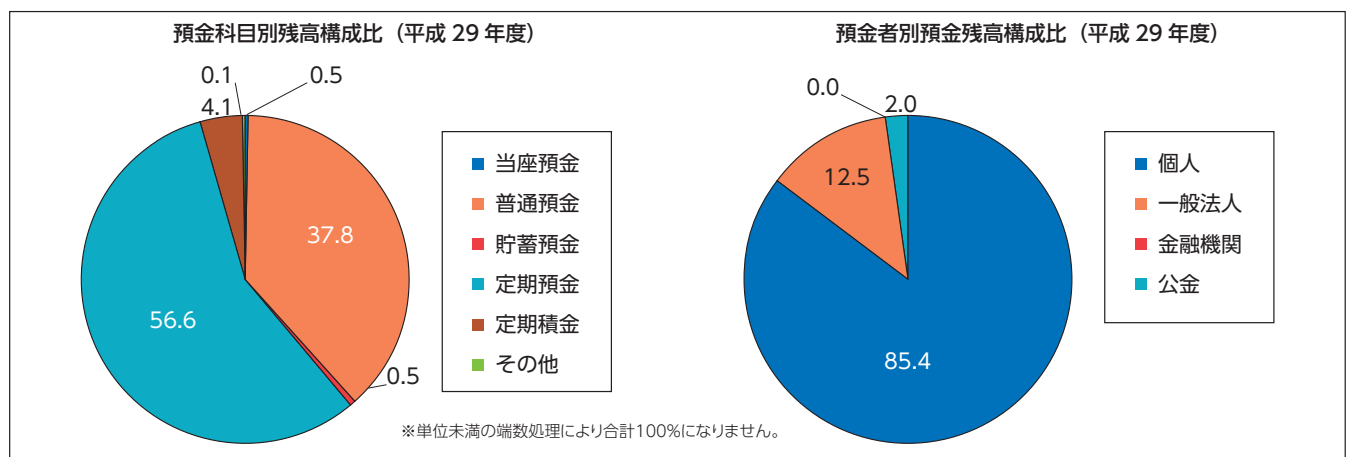
科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	144,959	85.8	145,141	85.4
一 般 法 人	20,383	12.0	21,309	12.5
金 融 機 関	7	0.0	3	0.0
公 金	3,515	2.0	3,401	2.0
合 計	168,866	100.0	169,856	100.0
（ 会 員 ）	(56,157)	(33.2)	(58,276)	(34.3)
（ 会 員 外 ）	(112,709)	(66.7)	(111,580)	(65.6)

●財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
財 形 貯 蓄 預 金	550	0.3	531	0.3

※構成比は、総預金残高に対する割合を表示してあります。



融資業務

●貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	205	0.2	186	0.2
手 形 貸 付	4,121	4.5	4,631	5.1
証 書 貸 付	83,109	92.5	82,817	91.4
当 座 貸 越	2,350	2.6	2,938	3.2
合 計	89,786	100.0	90,573	100.0
(うち変動金利)	(29,296)	(32.6)	(29,481)	(32.5)
(うち固定金利)	(60,489)	(67.3)	(61,091)	(67.4)

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	180	0.1	153	0.1
手 形 貸 付	4,026	4.4	3,959	4.4
証 書 貸 付	84,172	93.0	82,512	92.6
当 座 貸 越	2,047	2.2	2,438	2.7
合 計	90,426	100.0	89,063	100.0

◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

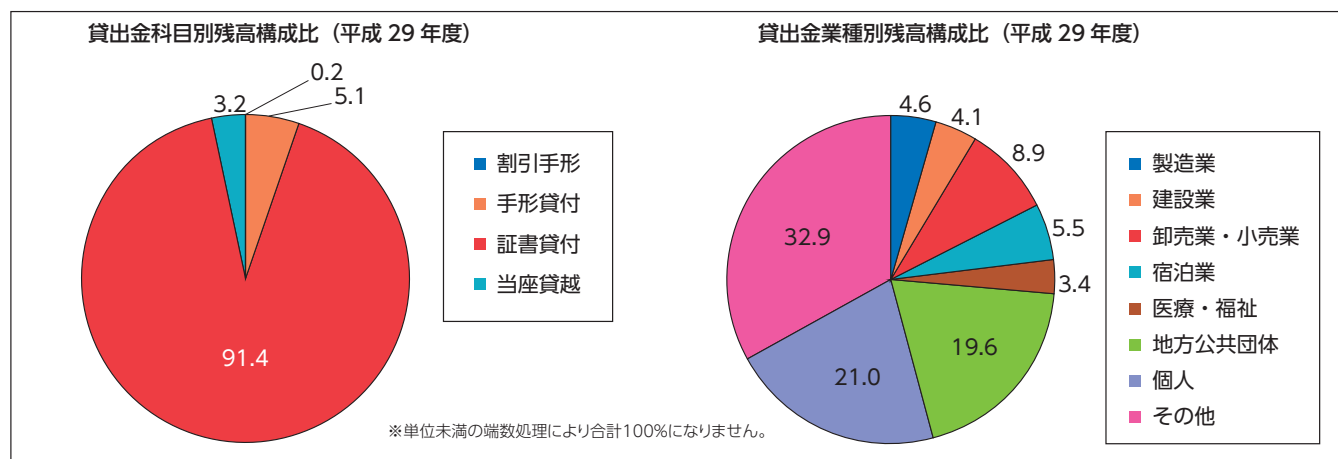
業 種 区 分	平成 28 年度			平成 29 年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	89	4,114	4.5	93	4,173	4.6
農 業、 林 業	37	280	0.3	38	369	0.4
漁 業	1	6	0.0	1	5	0.0
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	4	260	0.2	3	251	0.2
建 設 業	187	3,641	4.0	182	3,748	4.1
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	7	942	1.0	8	1,197	1.3
情 報 通 信 業	2	90	0.1	2	400	0.4
運 輸 業、 郵 便 業	25	794	0.8	22	669	0.7
卸 売 業、 小 売 業	200	8,343	9.2	199	8,064	8.9
金 融 業、 保 険 業	12	8,362	9.3	11	8,123	8.9
不 動 産 業	66	6,308	7.0	65	7,054	7.7
物 品 賃 貸 業	1	11	0.0	1	10	0.0
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	8	89	0.0	6	59	0.0
宿 泊 業	116	5,304	5.9	112	5,048	5.5
飲 食 業	68	1,158	1.2	65	1,064	1.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	31	3,195	3.5	33	3,178	3.5
教 育、 学 習 支 援 業	5	464	0.5	4	336	0.3
医 療、 福 祉	29	3,323	3.7	26	3,136	3.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	99	7,021	7.8	101	6,816	7.5
小 計	987	53,715	59.8	972	53,710	59.3
地 方 公 共 団 体	12	17,050	18.9	12	17,776	19.6
個 人 (住 宅、 消 費、 納 税 資 金 等)	5,242	19,021	21.1	5,120	19,086	21.0
合 計	6,241	89,786	100.0	6,104	90,573	100.0

※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●会員会員外貸出金残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	56,908	63.3	57,290	63.2
会 員 外	32,878	36.6	33,283	36.7
合 計	89,786	100.0	90,573	100.0



●貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	34,083	37.9	34,647	38.2
運 転 資 金	55,703	62.0	55,926	61.7
合 計	89,786	100.0	90,573	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,192	3.5	3,318	3.6
住 宅 ロ ー ン	12,320	13.7	12,194	13.4

※ 構成比は、総貸出金残高に対する割合を表示してあります。

※ 住宅ローンは、個人住宅関連の長期資金総額から住宅関連の消費者ローンを除いた金額を表示してあります。

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	2,308	2.5	2,269	2.5
有 価 証 券	14	0.0	14	0.0
動 産	488	0.5	450	0.4
不 動 産	16,959	18.8	16,767	18.5
そ の 他	—	—	—	—
計	19,771	22.0	19,503	21.5
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	13,462	14.9	13,325	14.7
保 証	15,502	17.2	16,115	17.7
信 用	41,050	45.7	41,629	45.9
合 計	89,786	100.0	90,573	100.0

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小 企 業 金 融)	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 金 融)	24	1.8	17	1.4
日 本 政 策 金 融 公 庫 (農 林 漁 業 金 融)	196	14.7	170	14.9
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,094	82.5	940	82.6
そ の 他	10	0.7	10	0.8
合 計	1,325	100.0	1,138	100.0

●債務保証残高の内訳

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小 企 業 金 融)	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 衛 生)	0	0.3	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (農 林 漁 業 金 融)	18	31.0	15	39.4
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 金 教 育 貸)	4	8.2	3	8.8
そ の 他	35	60.4	20	51.7
合 計	58	100.0	39	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	0	0.3	—	—
そ の 他	22	39.2	18	48.2
計	23	39.5	18	48.2
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—	—	—
保 証	8	14.7	14	36.6
信 用	26	45.6	5	15.0
合 計	58	100.0	39	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

その他業務

●有価証券の種類別残高

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	5,143	8.6	5,108	8.3
地 方 債	7,949	13.3	7,789	12.6
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	21,519	36.1	20,066	32.6
株 式	921	1.5	1,265	2.0
外 国 証 券	15,036	25.2	17,029	27.7
投 資 信 託	8,824	14.8	10,068	16.3
その他の証券	123	0.0	122	0.2
合 計	59,519	100.0	61,450	100.0

●有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円、%)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	4,902	8.8	4,901	8.1
地 方 債	7,601	13.6	7,516	12.5
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	20,481	36.8	20,472	34.1
株 式	850	1.5	979	1.6
外 国 証 券	14,380	25.8	16,377	27.3
投 資 信 託	7,326	13.1	9,630	16.0
その他の証券	30	0.0	102	0.1
合 計	55,572	100.0	59,979	100.0

●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成 28 年度								平成 29 年度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	1,475	2,516	1,038	113	—	5,143	—	207	2,497	2,288	—	115	—	5,108
地 方 債	100	104	3,038	3,243	1,353	109	—	7,949	102	—	5,080	2,382	112	111	—	7,789
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,717	5,579	2,678	1,938	3,170	4,434	—	21,519	2,024	5,651	2,282	1,691	3,606	4,808	—	20,066
株 式	—	—	—	—	—	—	921	921	—	—	—	—	—	—	1,265	1,265
外 国 証 券	300	1,607	770	509	4,381	7,467	—	15,036	1,100	954	627	987	4,995	7,879	48	17,029
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	8,824	8,824	—	—	—	—	—	—	10,068	10,068
その他の証券	—	—	—	—	—	—	123	123	—	—	—	—	—	—	122	122

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,935	2,187	251	1,942	2,199	256
	その他	5,219	5,677	457	5,026	5,407	381
	小 計	7,154	7,864	709	6,969	7,607	638
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	800	750	△ 49	200	193	△ 6
	小 計	800	750	△ 49	200	193	△ 6
合 計		7,954	8,614	659	7,169	7,800	631

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	476	339	136	810	672	137
	債 券	26,479	25,446	1,033	29,491	28,600	890
	国債	5,143	4,901	242	5,108	4,900	208
	地方債	7,949	7,600	349	7,789	7,500	289
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,385	12,944	441	16,592	16,199	393
	その他	9,254	8,899	354	13,083	12,546	537
	小 計	36,211	34,686	1,524	43,385	41,819	1,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	427	450	△ 22	438	475	△ 37
	債 券	6,198	6,237	△ 39	1,530	1,538	△ 7
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,198	6,237	△ 39	1,530	1,538	△ 7
	その他	8,710	9,064	△ 353	8,910	9,447	△ 537
	小 計	15,336	15,751	△ 415	10,879	11,461	△ 582
合 計	51,547	50,437	1,109	54,264	53,280	983	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

		平成 28 年度	平成 29 年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式		17	17
組 合 出 資 金		—	—
合 計		17	17

●金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

オフバランス取引状況…該当する取引はありません。
デリバティブ取引…該当する取引はありません。
先物取引の時価情報…該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報…該当する取引はありません。
商品有価証券取引及び種類別平均残高…該当する取引はありません。

公共債ディーリング実績…該当する取引はありません。
外国為替取扱高…外貨両替のみ取扱しております。
外貨建資産残高…該当する取引はありません。

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

～信用金庫のセントラルバンク～

SCB

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和 25 年に設立されました。

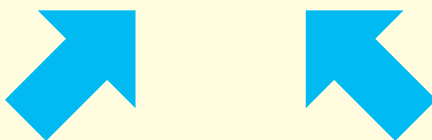
信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という 2 つの役割を併せ持っており、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて 36 兆 5,182 億円（平成 30 年 3 月末残高）、総資産は 38 兆 5,527 億円（同）にのびています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、平成 1 2 年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

地域金融に貢献

信金中金

- 資産運用額
..... 37 兆 4,668 億円
- 単体自己資本比率
(国内基準)
..... 31.62%
- 単体不良債権比率
..... 0.60%



強固なネットワーク

信用金庫

- 預金量
..... 140 兆 9,815 億円
- 信用金庫数
..... 261 金庫
- 役員員数
..... 10 万 8,526 人

上記計数は、平成 30 年 3 月末現在

個別金融機関としての役割

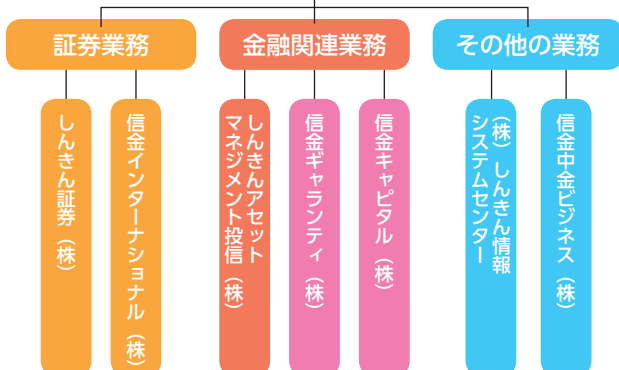
- ①総合的な金融サービスを提供する金融機関
預金業務、債券（金融債）業務、融資業務、市場運用業務、トレーディング業務、決済業務、信託業務など
- ②わが国有数の機関投資家
総額約 37 兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、P F I 等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ①信用金庫の業務機能の補完
 - ・信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチング、旅行モデルコース策定等の支援
 - ・信用金庫との共同による中小企業のライフステージに応じた各種支援、地域活性化コンサルティング
 - ・個人向け信託商品の提供
 - ・信用金庫顧客の海外進出支援
- ②信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - ・信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ



格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A 1
スタンダード & プアーズ (S & P)	A
格付投資情報センター (R & I)	A +
日本格付研究所 (J C R)	A A

平成 30 年 4 月末現在

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー誌は信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づき作成しておりますが、その記載事項は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 …………… 13
- (2) 理事・監事の氏名及び役職名 …………… 13
- (3) 事務所の名称及び所在地 …………… 13・14
- (4) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に
関する事項 …………… 該当ありません

2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 21

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… 29
- (2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況
 - ① 経常収益 …………… 36
 - ② 経常利益又は経常損失 …………… 36
 - ③ 当期純利益又は当期純損失 …………… 36
 - ④ 出資総額及び出資総口数 …………… 36
 - ⑤ 純資産額 …………… 36
 - ⑥ 総資産額 …………… 36
 - ⑦ 預金積金残高 …………… 36
 - ⑧ 貸出金残高 …………… 36
 - ⑨ 有価証券残高 …………… 36
 - ⑩ 単体自己資本比率 …………… 36
 - ⑪ 出資に対する配当金 …………… 36
 - ⑫ 職員数 …………… 36
- (3) 直近の 2 事業年度における事業の状況
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 …………… 36
 - イ. 資金運用収支、役員取引等収支及び
その他業務収支 …………… 36・37
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均
残高、利息、利回り及び総資金利鞘 …… 36・37
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 …………… 36
 - オ. 総資産経常利益率 …………… 37
 - カ. 総資産当期純利益率 …………… 37
 - ② 預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高 …………… 45
 - イ. 固定・変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 …… 45
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 …………… 46
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 …………… 46
 - ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、
動産、不動産、保証及び信用の区分）の
貸出金残高及び債務保証見返額 …………… 47
 - エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の
貸出金の残高 …………… 47
 - オ. 業種別の貸出金の残高及び
貸出金総額に占める割合 …………… 46
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 …………… 37

④ 有価証券に関する指標

- ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品
地方債、商品政府保証債及び貸付商品債
券の区分）の平均残高 …… 該当ありません
- イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、
株式、外国証券、その他の証券並びに
貸付有価証券の区分）の残高 …………… 48
- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値 …………… 37

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 …………… 19・20
- (2) 法令等遵守の体制 …………… 17
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取り組みの状況 …………… 9・10
- (4) 金融 ADR 制度への対応 …………… 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 …………… 30～34
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金 …………… 43
 - ② 延滞債権に該当する貸出金 …………… 43
 - ③ 3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 43
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 43
- (3) 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況
 - ① 自己資本の状況 …………… 38
 - ② パーゼルⅢ第 3 の柱における
「自己資本の充実の状況について」 …… 39～42
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
 - ① 有価証券 …………… 48
 - ② 金銭の信託 …………… 48
 - ③ 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引 …… 48
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 44
- (6) 貸出金償却の額 …………… 44
- (7) 貸借対照表・損益計算書及び
剰余金処分計算書等について
会計監査人の監査を受けている旨 …… 34・35

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁 長官が別に定めるもの …………… 33

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分 析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改 善するための対応策の具体的内容 …… 該当ありません

あなたとまちと
フェイスtoフェイス



Face to Face

地域ファースト/お客様ファースト
～地域の発展とお客様へ幸せを運ぶ信金を目指して～



利根郡信用金庫

<http://www.toneshin.co.jp>

